

平成 26 年度事前分析表（案）

	ページ
政策 2 適正な行政管理の実施	1
政策 3 行政評価等による行政制度・運営の改善	3
政策 4 分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等	10
政策 5 地域振興（地域力創造）	13
政策 6 地方財源の確保と地方財政の健全化	16
政策 7 分権型社会を担う地方税制度の構築	18
政策 8 選挙制度等の適切な運用	20
政策 9 電子政府・電子自治体の推進	23
政策 10 情報通信技術の研究開発・標準化の推進	29
政策 11 情報通信技術高度利活用の推進	33
政策 12 放送分野における利用環境の整備	41
政策 13 情報通信技術利用環境の整備	42
政策 14 電波利用料財源電波監視等の実施	45
政策 15 ICT 分野における国際戦略の推進	49
政策 16 郵政民営化の確実な推進	51
政策 17 一般戦災死没者追悼等の事業の推進	53
政策 18 恩給行政の推進	55
政策 19 公的統計の体系的な整備・提供	56
政策 20 消防防災体制の充実強化	59

平成26年度主要な政策に係る政策評価の事前分析表

(総務省26-②)

政策 ^(※1) 名	政策2：適正な行政管理の実施				担当部局課室名	行政管理局（企画調整課、管理官室）	作成責任者名	行政管理局企画調整課課長 横田 信孝 行政管理局管理官 菅原 希 行政管理局管理官 植山 克郎	
政策の概要	行政運営の見直し・改善を図るとともに、各省に共通する行政制度を管理することにより、行政の総合的かつ効率的・効果的な実施を推進する。						分野【政策体系上の位置付け】	行政改革・行政運営	
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	独立行政法人制度の運用に関する取組及び電子政府の取組を進めることにより、行政運営の改善・効率化を実現する。また、行政手続制度、行政不服審査制度及び国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度を適正かつ円滑に運用することにより、行政の信頼性の確保及び透明性の向上を図る。						政策評価実施予定時期	平成28年8月	
施策目標	測定指標		基準(値)		目標(値)		年度ごとの目標(値)		測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
			基準年度	目標年度	年度ごとの実績(値)				
					26年度	27年度			
ITを活用して政府全体の行政サービスの向上を進めるとともに行政運営の効率化を実現すること	1	各行政機関が所管する情報システム数	1,450	24年度	871 (うち政府共通プラットフォームへ移行するものが252)	30年度	1,227	1,128	「IT国家創造宣言」（平成25年6月14日閣議決定）において、平成25年中に政府情報システム改革に関するロードマップを策定し、政府CIOの指導の下、重複する情報システムやネットワークの統廃合、必要性の乏しい情報システムの見直しを進めるとともに、政府共通プラットフォームへの移行を加速すること等により、30年度までに現在の情報システム数（24年度：約1,500）を半数近くまで削減することとされている。これらの取組は、行政運営の効率化に資することから、指標として設定。 ※当該指標に係る取組については、内閣官房と連携しつつ実施
	2	申請・届出等手続におけるオンライン利用率	41.2%	24年度	平成27年度値以上	28年度	平成25年度値以上	平成26年度値以上	オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針に基づいて、行政手続に係る利便性を推進することは、行政運営の効率化及び国民の利便性向上に資することから、それらの指標としてオンライン利用率を設定。オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針に基づき、関係省庁は、28年度末を目標年度とする3か年の改善取組計画を策定する予定であることから、目標年度を28年度に設定。
	3	業務改革の推進状況	各府省における業務改革の推進方策の検討	25年度	各府省の業務改革の推進による行政運営の効率化及び行政サービスの向上	27年度	社会保障・税番号制度の導入に係る業務を始めとして、各府省における業務改革の推進を図る。	対象となる業務を平成26年度から拡大させた上で、一層の業務改革の推進を図る。	「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成25年11月15日閣議決定）において、情報通信技術を活用した業務改革の推進、地方支分部局等を始めとする行政事務・事業の整理、民間委託、人事管理の適正化等行政の合理化、能率化を積極的に推進する等の措置を講ずることとされている。また、「IT国家創造宣言」において、IT投資に当たっては、業務改革を徹底し、また、番号制度を導入する行政分野等について、行政サービスと業務改革及び情報システムの改革に関し計画を策定し、着実に取り組むこととされている。これらのことから、指標及び目標に設定。
独立行政法人制度の適正かつ円滑な運用を通じ、各府省の政策実施機能の強化を図ること	4	独立行政法人制度の改革	新しい独立行政法人制度の創設に向けた検討	25年度	新しい独立行政法人制度の円滑な運営	27年度	独法会計基準の改訂、運用事項の見直し等を通じ、新しい独立行政法人制度への円滑な移行を図る	新制度移行後においても、運営実態等を適切に把握し、必要な見直し等を行う。	平成27年4月1日施行に向けて、新しい独立行政法人制度への移行準備を行うこととなるが、今回の改革を実現するに当たり、各法人の政策実施機能が最大限発揮され、成果の最大化を図ることができ環境を整えることが不可欠であることから、目標として設定。

行政手続制度及び行政不服審査制度の適正かつ円滑な運用により、行政運営における公正の確保及び透明性の向上並びに簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図ること	5	行政手続制度に基づき、標準処理期間を定めているものの割合	41.2%	21年度	平成21年度値以上	27年度	実績を把握した上で、より多くの処分について標準処理期間が設定されるよう周知に努める	実績を把握した上で、より多くの処分について標準処理期間が設定されるよう周知に努める	行政運営の適正化の観点から、標準処理期間を設定することは、申請の迅速な処理の確保に資することとなり、ひいては国民の権利利益の救済につながることから、指標及び目標値として設定（平成21年度実績値を基準として目標値を設定）。このため、施行状況調査の実施により、申請に対する処分のうち新設されたものに係る標準処理期間の設定状況を把握するとともに、その結果を踏まえ必要に応じ標準処理期間の設定を促すことにより、改善促進を図る。 ※標準処理期間については、設定することが困難な手続もあることから努力義務となっている。	
	6	行政不服審査制度の見直し	新しい行政不服審査制度の創設に向けた検討を開始	24年度	新しい行政不服審査制度の適切な施行	28年度	新しい行政不服審査制度の各種規定等の整備	新しい行政不服審査制度の周知、研修等	国民に広く申立ての道を開く行政不服審査制度は、国民から信頼される公正な行政の基盤ともなる仕組みであり、制定50年を経て時代に即した見直しを進める必要があることから、指標及び目標として設定。	
	7	行政不服審査制度について、3か月以内に審査請求が処理された件数の割合	23.9% 〔国:32.0% 地方:15.7%〕	21年度	平成21年度値以上	27年度	新しい行政不服審査制度の周知等の機会に、現行制度についても迅速な処理を促し、改善を図る。	新しい行政不服審査制度の周知等の機会に、現行制度についても迅速な処理を促し、改善を図る。	審査請求について、個別の事案に応じて事務処理に要する期間が異なることに留意しつつ、審査請求の処理を早期に進め、処分の最終的な確定を進めることは、国民の権利利益の救済及び行政の適正な運営に資することから、指標及び目標値として設定（平成21年度実績値を基準として目標を設定）。このため、行政機関からの照会に対し適切な対応を行うことや、施行状況調査の実施により処理期間の傾向を把握するとともに、その結果を踏まえ必要に応じ簡易迅速な手続の実施を促すことにより、改善促進を図る。	
国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用により、行政の信頼性及び透明性の向上、国民の権利利益の保護を図ること	8	国の行政機関等における情報公開制度において、期限内に開示決定等がされたものの割合（行政機関及び独立行政法人等）	行政機関：99.9% 独立行政法人等：99.2%	24年度	平成24年度値以上（100%を目指す）	27年度	平成24年度値以上	平成24年度値以上（100%を目指す）	行政機関等の保有する情報の迅速な開示の観点から、期限内（原則30日以内。延長した場合には延長期限内）に開示決定等がなされることが、行政の信頼性及び透明性の向上に資すると考えられるため、また、施行状況調査の実施等により行政機関等における制度運用状況を把握し、その結果を踏まえ、連絡会議や研修を通じて制度の適正かつ円滑な運用を徹底することにより、改善促進が図られるものとして、指標及び目標値を設定（平成24年度実績値を基準として目標値を設定）。	
	9	国の行政機関等における個人情報保護制度において、個人情報の漏えい等事案の件数（行政機関及び独立行政法人等）	行政機関：475件 独立行政法人等：622件	24年度	平成24年度値より減少（10%減を目指す）	27年度	平成24年度値より減少	平成24年度値より減少（10%減を目指す）	行政機関等における個人情報の漏えい等事案の件数を減らし、個人情報の適切な管理を実施することは、国民の権利利益の保護につながると考えられるため、また、施行状況調査の実施等により行政機関等における制度運用状況を把握し、その結果を踏まえ、連絡会議や研修を通じて制度の適正かつ円滑な運用を徹底することにより、改善促進が図られるものとして、指標及び目標値を設定（平成24年度実績値を基準として目標値を設定）。 ※左記の基準（値）及び目標（値）においては、配送を請け負った事業者による誤送付及び紛失に係るものを除く。	
達成手段（開始年度）		予算額（執行額）（※2）				関連する指標	達成手段の概要等			平成26年行政事業レビュー事業番号
		24年度	25年度	26年度						
(1)	行政管理実施事業（昭和21年度）	217百万円				1～9				0001
政策の予算額・執行額						政策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分（抜粋）	
							世界最先端IT国家創造宣言	平成25年6月14日閣議決定	3. 公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会の実現 (1) 利便性の高い電子行政サービスの提供 (2) 国・地方を通じた行政情報システムの改革 (3) 政府におけるITガバナンスの強化	
							第186回国会（常会）総務委員会における総務大臣所信表明	(衆)平成26年2月18日	「国民に広く申立ての道を開く行政不服審査制度については、公正性の向上、使いやすさの向上、国民の救済手段の拡充、拡大の観点から、制定後五十年ぶりに見直しを行う改正案を今国会に提出してまいります。」	

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

平成26年度主要な政策に係る政策評価の事前分析表

(総務省26-③)

政策 ^(※1) 名	政策3: 行政評価等による行政制度・運営の改善					作成責任者名	行政評価局総務課長 白岩 俊					
政策の概要	政府内にあって、施策や事業の実施等を直接担当する各府省と異なる「いわば第三者的立場」から、次の活動を行う。 【行政評価局調査】各府省の業務の実施状況についての全国的規模の調査により、課題や問題点を実証的に把握・分析し、改善方策の提示や政府全体の統一性の確保などのための政策の評価を行う。 【政策評価推進】政策評価に関する基本的事項の企画立案、各府省の政策評価の点検等により、政府における政策評価の的確な実施を推進する。 【行政相談】国民から国の行政全般に関する苦情等を受け付け、関係行政機関等へのあっせん等により、個々の苦情の解決や行政の制度及び運営の改善を図る。					担当部局課室名	行政評価局総務課他2課		分野【政策体系上の位置付け】	行政改革・行政運営		
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	行政評価局調査、政策評価推進及び行政相談の各機能発揮を通じて、行政機関の実施する業務の不断の見直し、質の向上、国民の行政に対する信頼の確保を図ること。					政策評価実施予定時期	平成29年8月					
施策目標	測定指標	基準(値)	目標(値)		年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠				
			基準年度	目標年度	26年度	27年度	28年度					
各府省の業務の実施状況について、各府省の課題や問題点を実証的に把握・分析し、その結果に基づき改善方策を提示することにより、行政制度・運営の見直し・改善を推進すること	1 行政評価局調査の迅速かつ的確な実施の状況	【全国規模の調査】 平成25年度は、前年度から調査実施中のテーマのほか、新規に9本のテーマに着手した。	25年度	【全国規模の調査】 新規に10本のテーマに着手する。	26年度	【全国規模の調査】 新規に10本のテーマに着手する。			それぞれの調査テーマについて、調査の着手から結果の取りまとめに至るまでの進行管理を適切に行い、各テーマのねらいに応じた適期に勧告等を行うことは、行政評価局調査の実施による行政制度・運営の見直し・改善の実効性確保につながるもの。なお、着手から勧告までの期間は、原則として12か月としている。			
		【全国規模の調査】 平成24年度に着手した調査10本のうち7本については、25年度末までに勧告を行った。残る3本のうち1本については、26年4月に勧告を行った。	25年度	【全国規模の調査】 前年度から実施中の調査計11本については、26年度末までの適期に勧告等を行う。また、26年度の新規着手テーマについては、それぞれ27年度末までの適期に勧告等を行えるよう調査を進める。(別紙参照)	26年度	【全国規模の調査】 前年度から実施中の調査計11本については、26年度末までの適期に勧告等を行う。また、26年度の新規着手テーマについては、それぞれ27年度末までの適期に勧告等を行えるよう調査を進める。(別紙参照)						
	【地域計画調査】 管区行政評価局、行政評価事務所等においては、年金記録確認業務の進捗状況を踏まえつつ、29局所で、14本の地域計画調査を行った。	25年度	【地域計画調査】 地域における行政上の問題について具体的改善を推進するため、年金記録確認業務の進捗状況を踏まえつつ、地域計画調査を着実に実施する。	28年度	前年度以上の実施局所数及びテーマ数の地域計画調査を実施する。			行政評価局調査のうち、地域計画調査は、管区行政評価局、行政評価事務所等が地域における行政上の問題について具体的改善を図るために企画・実施するもので、原則として年度内に改善意見の通知等を行うもの。他方、年金記録確認業務の進捗状況を踏まえつつ、地域における行政上の問題及び実施体制に依り着実に実施するもの。				
2 行政評価局調査に係る勧告等に基づく、関係府省の政策への反映、行政制度・運営の見直し・改善の状況	全国規模の調査に基づく勧告等に対する改善措置率(平成25年度に2回目のフォローアップを実施したテーマ4本分) 88.7%	25年度	過去3年間の実績の平均値を上回ることを基本目標とする	28年度	91.5%以上	26年度実績値以上	27年度実績値以上	・勧告に基づいて各府省が実施した措置についてフォローアップを行うことは、行政評価局調査の実施による政策の見直し、行政制度・運営の見直し・改善の実効性確保につながるもの。 ・指標については、勧告後、2回目にフォローアップを実施した時点での改善措置率を測定することとした。勧告した事項については、基本的にその全てについて改善措置が実施され、実際の行政上の課題・問題点が解消されることを目指すこととなるが、改善に長期を要する事項等もあることから、2回目のフォローアップ時点では、過去3か年(23~25年度)の実績の平均値を上回ることを目標として設定した。				

政策評価の推進により、効果的かつ効率的な行政の推進、国民への説明責任を果たすこと	3	目標管理型の政策評価の質の向上	<p>○行政事業レビューとの連携強化の取組の実施初年度である平成25年度の実施状況は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全府省の事前分析表において行政事業レビューと共通化した事業名と事業番号が記載されたが、共通化の完了が年度末になった府省があった ・府省ごとの取組に差があるものの、全体としてみれば、施策と事務事業の状況を一体的に把握する取組が実施された <p>○政策評価の標準化・重点化の取組は26年度から新たに取組むことをルール化。</p>	25年度	全府省における行政事業レビューとの連携強化及び政策評価の標準化・重点化について、各取組の趣旨を踏まえ政策評価の質の向上が図られる。	28年度	<p>全府省において、以下の取組が実施される。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①「政策評価の事前分析表」に「行政事業レビューシート」と共通の事業名と事業番号を適時に記載 ②施策と事務事業の状況を一体的に把握する更なる取組 ③測定指標の結果に基づく5区分を評価書に記載 ④施策の節目にあわせた評価が実施されるとともに評価内容を深掘り 	27年度当初に作成する事前分析表において、26年度の連携強化及び標準化・重点化の取組状況を踏まえ、質の向上についての目標を設定予定。	28年度当初に作成する事前分析表において、26年度及び27年度の連携強化及び標準化・重点化の取組状況を踏まえ、質の向上についての目標を設定予定。	政策評価書の質の向上	<p>・政策評価を、実効性あるPDCAサイクルの確立に一層貢献できるものとする事で、効果的・効率的な行政の推進、国民への説明責任が一層果たされ、これにより国民に信頼される質の高い行政の実現が図られるものである。このため、</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 施策と事務事業の関係を明らかにし、情報の共有や相互活用を進める等、行政事業レビューとの連携強化 (2) 政策評価の結果を府省横断的に活用し、国民の目から見て分かりやすくすること (3) 評価対象を重点化し、評価内容を深掘りの上踏み込んだ評価としていくこと <p>に取組んでおり、これらの取組状況を測定指標として設定。</p> <p>・目標については、(1)は25年度から、(2)、(3)は、26年度から全政府的に実施していくものであり、当初は形式的な点を把握し、次第に内容に踏み込んで把握する予定。</p>
	4	他の政策評価の質の向上 (客観性担保評価活動の一環として実施している政策評価の点検において、租税特別措置等、規制及び公共事業に係る政策評価の点検結果として、①当初から課題を指摘する必要のなかったものの割合及び②補足説明や評価書の修正により最終的に課題の残らなかったものの割合)	<ol style="list-style-type: none"> ①38% ②58% 	25年度	<ol style="list-style-type: none"> ①40%程度 ②70%程度 	28年度	<ol style="list-style-type: none"> ①30%以上 ②60%以上 	26年度の実績を踏まえ、27年度当初に作成する事前分析表において、目標を設定予定。	<ol style="list-style-type: none"> ①40%程度 ②70%程度 	<p>・政策評価の点検を通じて、各府省が行う政策評価が客観的かつ厳格に実施されること及び点検過程で各府省に補足説明や評価書の修正を求めることにより、評価書の質が向上（情報の充実）し、国民への説明責任が一層果たされ、これにより国民に信頼される質の高い行政の実現が図られるものと考えられることから、各府省が行う政策評価が客観的かつ厳格に実施されていることを測るものとして①を設定し、点検過程で各府省に補足説明や評価書の修正を求めた結果、情報の充実が図られていることを測るものとして②を設定。</p> <p>・公共事業の点検方針を26年度から変更（過去に指摘をするに至ったことのある事業区分に重点を置き、点検を行う）することを踏まえ、目標値については、①は全体として26年度において減少すると見込まれるものの、その後は改善が進むものとして28年度目標値を試算。②については、過去の改善率を踏まえ、全体として今後も改善が進むものとして28年度目標値を試算。</p>	
	5	政策評価に関する研修の参加者アンケートにおける「業務の参考になった」とした回答者の割合	83.6%	25年度	平成25年度の基準値及び前年度の実績値を上回ることを目標とする。	28年度	83.6%以上	26年度実績値以上	27年度実績値以上	国民に信頼される質の高い行政の実現のために、政策評価を効果的に実施することが必要であり、政策評価に関わる職員の資質の向上が重要である。「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）第20条において、「政府は、政策評価等に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な研修その他の措置を講じなければならない」とされており、また「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定）においても、「総務省は、政策評価に従事する職員に対して体系的かつ継続的な研修の実施を図るものとする」とされていることから平成25年度の実績値を基準として目標を設定。	
	6	各府省が作成した評価書について、評価の過程で利用したデータ又はその所在情報の記載率	82% (各府省別、政策評価の対象別に評価書を計100件抽出して確認。)	25年度	平成26年度から28年度にかけての記載率を、前年度実績値より上昇させる。	28年度	82%以上	26年度実績値以上	27年度実績値以上	政策評価情報の分かりやすい公表	国民に信頼される質の高い行政の実現のために、国民への説明責任の徹底が必要である。そのため、政策評価に関する情報について、外部からの検証を可能とする等のため、平成22年に「政策評価の情報の公表に関するガイドライン」が策定され、総務省はガイドラインの定着に努めているところ、その定着状況を把握するため記載率を目標として設定。

政策評価の推進により、効果的かつ効率的な行政の推進、国民への説明責任を果たすこと	7	政策評価ポータルサイトを利用した利便性の向上	行政事業レビューの情報について、分かりやすく参照できるように、政策評価情報と行政事業レビュー情報を施策レベルで対応した形で閲覧可能とした。	25年度	閲覧メニューの改良や閲覧可能情報を増やすなど、内容の充実を図る。	28年度	目標管理型の政策評価以外の情報も、一覧しやすい形で併せて参照できるようにするなど、内容の充実を図る。	26年度の実績を踏まえ、27年度当初に作成する事前分析表において、内容の充実について目標を設定予定。	26年度及び27年度の実績を踏まえ、28年度当初に作成する事前分析表において、内容の充実について目標を設定予定。	国民に信頼される質の高い行政の実現のために、国民への説明責任の徹底が必要である。そのため、政策評価ポータルサイトでは、各府省の「政策体系」、主要な施策に関する「目標」、「評価情報」、「概算要求への反映状況」その他の政策評価に関する情報をインターネット上1か所ですべて把握できるよう整理し、政府全体の政策評価に関する情報を国民に対して分かりやすく提供している。同サイトにおいては、閲覧メニューの改良や閲覧可能情報を増やすなど、継続した取組が重要であることから、同サイトの内容の充実を目標として設定。また、最新の情報を迅速に提供することが国民への説明責任の観点から重要であることから、各府省における政策評価に関する情報の公表から政策評価ポータルサイトの関連する情報の更新までの期間（1週間以内）を目標として設定。 加えて、上記の対応により利便性を向上させることによって、結果としてアクセス数を前年度より増加させることを目標に設定。
			各府省において公表された政策評価に関連する情報91件のうち、88件（96.7%）について1週間以内にリンクを達成。	25年度	年間を通じて、常に各府省における政策評価に関する情報の公表から1週間以内に政策評価ポータルサイトの関連する情報を更新。	28年度	100%	100%	100%	
			平成25年度のアクセス件数（トップページ）22,158件	25年度	前年度実績より増加させる。	28年度	22,158件以上	26年度実績以上	27年度実績以上	
行政相談の推進により、行政制度・運営の見直し、改善を推進すること	8	中央・地方の行政苦情救済推進会議の審議案件数	47件 (速報値)	25年度	過去3年間の実績の平均値を上回ることを基本目標とする	28年度	47件以上	過去3年間の実績の平均値を上回ること基本目標とする	過去3年間の実績の平均値を上回ること基本目標とする	<ul style="list-style-type: none"> 行政相談制度は、国の行政に関する相談を受け付け、必要なあつせんを行い、その解決を促進するとともに、これを行政の制度及び運営の改善に反映させるもの。このため、行政相談委員との協働を充実させながら、行政に対する国民の相談案件をできるだけ吸い上げることは、制度の機能発揮の上で欠かせないことから、左記の4つの測定指標を設定。 当該測定指標については、①過去3年間の実績の平均値が前年度（平成25年度）実績（速報値）を上回っている指標については、当該実績平均値以上を（26年度）目標値として設定、②当該実績平均値が前年度実績（速報値）を下回っている指標については、前年度実績値以上を（26年度）目標値として設定。 <p>（注1）測定指標9の総処理件数の実績平均値の算定に当たっては、「東日本大震災に係る受付件数」を対象から除いた。 （注2）測定指標11の行政相談委員法第4条に基づく意見とは、行政相談委員が、総務大臣に対して、日常の行政相談業務の遂行を通じて得られた行政運営の改善に関する意見を述べることができるというもの。</p>
	9	行政評価局（管区行政評価局及び行政評価事務所を含む。）における行政相談の総処理件数	168,047件 (速報値)	25年度	過去3年間の実績の平均値を上回ることを基本目標とする	28年度	168,047件以上	過去3年間の実績の平均値を上回ること基本目標とする	過去3年間の実績の平均値を上回ること基本目標とする	
	10	管区行政評価局又は行政評価事務所が行政相談委員から処理協力を求められて処理した相談件数	1,316件 (速報値)	25年度	過去3年間の実績の平均値を上回ることを基本目標とする	28年度	1,316件以上	過去3年間の実績の平均値を上回ること基本目標とする	過去3年間の実績の平均値を上回ること基本目標とする	
	11	行政相談委員法第4条に基づく意見の処理件数	270件 (速報値)	25年度	過去3年間の実績の平均値を上回ることを基本目標とする	28年度	270件以上	過去3年間の実績の平均値を上回ること基本目標とする	過去3年間の実績の平均値を上回ること基本目標とする	

年金記録に関するあっせん等を的確かつ迅速に実施することにより、年金制度に対する信頼回復に貢献すること	12	年金記録に関するあっせん等の実施（申立事案が第三者委員会に転送されてから、あっせん等を行う）までに要する期間（全国平均） （特に前年度受付事案の処理完了時期（申立人側の事情等により処理を終えられないものを除く。）） （測定方法） 全国9委員会3事務室（計12か所）ごとに、処理が終了した直近の事案について、事案の種類（※）ごとに5件ずつを調査対象事案とした事案処理期間調査結果に基づくもの ※①国民年金あっせん事案、②国民年金訂正不要事案、③厚生年金あっせん事案、④厚生年金訂正不要事案の4種類	転送からあっせんまで109.5日 （平成24年度受付事案の処理完了時期25年9月末） ※平成25年度処理事案数は8,190件。調査対象事案数は全国計228件（1委員会当たり計20件。ただし、処理件数が少なく20件に満たない委員会があったため、240件に満たない）	25年度	転送からあっせんまで100日以内 （特に平成25年度受付事案については、申立人の事情等により処理を終えられないものを除き、遅くとも26年9月末までに処理）	26年度	転送からあっせんまで100日以内 （特に平成25年度受付事案については、申立人の事情等により処理を終えられないものを除き、遅くとも26年9月末までに処理）			申立事案を迅速に処理することは、年金記録問題の早期解決に貢献し、年金制度に対する信頼回復につながるもの（平成25年度実績値を基準として目標値を設定（「転送からあっせんまで」は25年度実績より短縮。「平成25年度受付事案について遅くとも26年9月末までに処理」は25年度実績と同時期））。

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) ※2			関連する指標	達成手段の概要等	平成26年行政事業レビュー事業番号	
		24年度	25年度	26年度				
(1)	行政評価等実施事業(総務本省) (昭和29年度)			145百万円	1~11		0002	
(2)	行政評価等実施事業(管区行政評価局) (昭和29年度)			757百万円	1~11		0003	
政策の予算額・執行額					政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
						-	-	-

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

(別紙) 行政評価局調査テーマごとの進行管理に係る目標

調査の実施に当たっては、その結果が予算要求や制度改正等に的確に反映され、有効に活用されるものとなるよう、工程管理を適切に行うとともに、予算に係る調査結果についてはその内容に応じて概算要求や予算編成過程、予算執行等適切な時期に勧告を行うなど、各調査の内容に応じて適時かつ適切な措置を講ずることとする。また、アンケート調査の結果を始め可能なものについては、調査途上であっても、まとまり次第、公表する。

政策評価（統一性・総合性確保評価）	行政評価・監視
<p><24年度から継続実施></p> <p>※ 消費者取引の適正化に関する政策評価（H24.12～）については平成26年4月18日に勧告を行った。</p>	<p><24年度から継続実施></p> <p>※ 以下7本の調査については、25年度末までに勧告を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療安全対策に関する行政評価・監視（H24.8～）：平成25年8月30日勧告 ・ 農業水利施設の保安全管理に関する行政評価・監視（H24.8～）：平成25年9月27日勧告 ・ 申請手続に係る国民負担の軽減等に関する実態調査－東日本大震災に係るものを中心として－（H24.4～）：25年11月1日勧告 ・ 科学研究費補助金の適正な使用に関する行政評価・監視（H24.12～）：25年11月12日勧告 ・ 特別の法律により設立される民間法人等の指導監督に関する行政評価・監視（H24.12～）：25年12月13日勧告 ・ 契約における実質的な競争性の確保に関する調査－役務契約を中心として－（H24.12～）：26年1月28日勧告 ・ 刑務所出所者等の社会復帰支援対策に関する行政評価・監視（H25.3～）：26年3月25日勧告 <p>○震災対策の推進に関する行政評価・監視－災害応急・復旧対策を中心として－（H24.12～） 本行政評価・監視は、東日本大震災への対応の検証を踏まえ、防災計画の改定状況、改定後の防災計画に基づく防災対策の実施状況、災害応急対策の実施状況等を調査し、震災対策の推進に資するために実施するものであり、関係行政機関等における各種対策の改善に反映・活用されるよう、平成26年5月（P）を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p> <p>○設立に認可を要する法人に関する行政評価・監視－国民一般を対象としたサービスを提供する法人を中心として－（H25.3～） 本行政評価・監視は、設立に認可を要する法人の設立認可等の審査の実施状況、行政庁による指導監督の実施状況、国等からの補助金の執行及び委託業務等の実施状況などを調査し、その業務運営の健全性及び透明性を確保し、推進を図る観点から実施するものであり、行政庁による認可や指導監督の運用改善に反映・活用されるよう、平成26年5月（P）を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>
<p><25年度から継続実施></p> <p>○食育の推進に関する政策評価（総合性確保評価）（H25.12（予定）～） 本政策評価は、食育に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するため実施するものであり、平成27年3月を目途に評価結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>	<p><25年度から継続実施></p> <p>○生活保護に関する実態調査（H25.8～） 本実態調査は、要保護者に対する保護事務の実施状況、生活保護受給者に対する就労・自立支援等の実施状況、生活保護の適正支給に係る取組の実施状況等を調査し、生活保護に係る事務・事業の適正な実施に資するために実施するものであり、関係行政機関等における各種対策の改善に反映・活用されるよう、平成26年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p> <p>○外国人旅行者の受入環境の整備に関する行政評価・監視（H25.8～） 本行政評価・監視は、「外国人が快適に観光できる環境の整備に関する政策評価」（H21.3.3勧告）の勧告事項についての対応・措置状況、訪日外国人旅行者の受入環境の整備に係る事業の実施状況等を調査し、観光地域における訪日外国人旅行者の受入環境の整備に資するために実施するものであり、関係施策の運用改善に反映・活用されるよう、平成26年5月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p> <p>○気象予測の精度向上等に関する行政評価・監視（H25.8～） 本行政評価・監視は、気象、地震及び津波の観測・予測業務の実施状況、信頼性向上対策の実施状況などを調査し、気象予測の精度向上等を推進するために実施するものであり、予算要求や予算編成に反映・活用されるよう、平成26年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>

政策評価（統一性・総合性確保評価）	行政評価・監視
	<p>○規制の簡素合理化に関する調査（H25.8～） 本調査は、政府全体の規制の改革の動向にも留意しつつ、規制に関する国民（関係団体等を含む。）からの意見・要望、これらに対する関係府省による対応状況等を調査し、規制の簡素合理化による民間活力の活用や国民負担の軽減を図るために実施するものであり、平成26年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p> <p>○医師等の確保対策に関する行政評価・監視（H25.12～） 本行政評価・監視は、国及び都道府県における医師等の確保及び偏在対策の実施状況、勤務医等の勤務環境改善の取組、看護職員の確保対策の実施状況などを調査し、医師等確保対策の推進を図るために実施するものであり、関係行政機関等における各種対策の改善に反映・活用されるよう、平成26年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p> <p>○道路交通安全対策（自転車安全対策）に関する行政評価・監視（H25.12～） 本行政評価・監視は、自転車利用者に対するルールの周知啓発、安全教育の実施状況、自転車通行環境の整備状況、自転車交通違反に対する街頭指導等の実施状況、関係機関等との連携状況等を調査し、自転車交通の安全性の確保に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成26年9月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p> <p>○PFIの推進に関する行政評価・監視（H25.9～） 本行政評価・監視は、PFIの抜本的な改革に向け国が策定したアクションプランに基づく国の取組状況、国、地方公共団体等におけるPFI事業の実施状況、国等における支援の実施状況などを調査し、PFI事業の推進に資するために実施するものであり、関係行政機関等における各種取組の改善に反映・活用されるよう、平成26年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p> <p>○温室効果ガスの排出削減に係る国の補助事業の実施状況に関する行政評価・監視（H25.12～） 本行政評価・監視は、平成25年度地球温暖化関係予算のうち「2020年までに温室効果ガス削減に効果があるもの」とされたエネルギー起源二酸化炭素の排出削減に資する国庫補助事業について、効果の発現状況や検証状況等を調査し、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成26年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>
<26年度新規着手>	<26年度新規着手>
	<p>○国の債権管理等に関する行政評価・監視（H26.5～） 本行政評価・監視は、国の債権の発生・消滅状況、債権管理実務マニュアル等の整備状況、同マニュアル等に基づく債権管理事務の実施状況、効果的回収方策等の検討状況、滞納の拡大防止対策等の実施状況等を調査し、債権の適切な管理回収等に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成27年1月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p> <p>○グローバル人材育成に資する海外子女・帰国子女等教育に関する実態調査（H26.8（予定）～） 本実態調査は、海外子女及び帰国子女に対する教育の状況等を調査し、グローバル人材の育成に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成27年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p> <p>○職業能力開発の効果的な実施に関する行政評価・監視（H26.8（予定）～） 本行政評価・監視は、公共職業訓練、求職者支援訓練及び助成金を活用した雇用型訓練の実施状況やジョブ・カードの活用状況等を調査し、職業能力開発の効果的な実施を推進するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成27年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p> <p>○家畜伝染病対策に関する行政評価・監視（H26.8（予定）～） 本行政評価・監視は、家畜の所有者における飼養衛生管理基準の遵守状況及び都道府県による指導等の実施状況、口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザの防疫の実施体制の整備状況等を調査し、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成27年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>

政策評価（統一性・総合性確保評価）	行政評価・監視
	<p>○社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視—鉄道施設の保全対策等を中心として—（H26.8（予定）～） 本行政評価・監視は、鉄道事業者における鉄道施設の保全対策等の実施状況、鉄道事業者における安全確保対策の取組状況及び国における鉄道事業者に対する指導、監査等の実施状況等を調査し、鉄道施設の効率的・計画的な維持管理等に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成27年7月を目途に調査結果をとりまとめ、勧告等を行う。</p> <p>○世界文化遺産の保存・管理に関する実態調査（H26.12（予定）～） 本実態調査は、世界文化遺産の保存管理計画の策定状況、世界文化遺産の保存・管理の状況等を調査し、世界文化遺産の持続的な保管・管理に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成27年9月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p> <p>○再生可能エネルギーの利用促進に関する行政評価・監視（H26.12（予定）～） 本行政評価・監視は、固定価格買取制度の運用状況、再生可能エネルギー関連補助事業の実施状況、再生可能エネルギーに係る規制の状況及び地方公共団体の取組状況等を調査し、再生可能エネルギーの利用促進に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成27年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p> <p>○地下街等地下空間利用施設の安全対策等に関する実態調査（H26.12（予定）～） 本実態調査は、地下街における施設の維持管理等の実施状況、各種法令等に基づく安全対策の実施状況、地下街等地下空間利用施設の安全対策に関する関係機関等の連携状況等を調査し、地下空間利用施設の総合的な安全対策等に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成27年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p> <p>○自動車運送事業における事故防止対策に関する行政評価・監視（H26.12（予定）～） 本行政評価・監視は、自動車運送事業者における事故等の発生状況、自動車運送事業者に対する安全確保対策の実施状況等を調査し、自動車運送事業者に対する安全対策の徹底、自動車運送事業者における運輸安全マネジメント制度の推進など、安全管理の実効性の確保に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成27年9月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p> <p>○廃棄物処理施設整備の有効性及び効率性の確保に関する行政評価・監視（H26.12（予定）～） 本行政評価・監視は、廃棄物処理施設整備事業による施設の整備状況及び稼働・維持管理状況、循環型社会形成推進地域計画で示された目標の達成状況及びその評価の実施状況、廃棄物処理施設整備に係る費用対効果の状況及びストックマネジメントの導入状況等を調査し、廃棄物処理施設整備の効果的かつ効率的な実施に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成27年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>

平成26年度主要な政策に係る政策評価の事前分析表

(総務省26-④)

政策 ^(※1) 名	政策4:分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等				担当部局課室名	自治行政局総務室、行政課、住民制度課、外国人住民基本台帳室、市町村課、行政経営支援室、公務員課、給与能率推進室、福利課	作成責任者名	自治行政局総務室長 吉永 浩
政策の概要	地方分権型社会の確立を目指した地方自治制度の見直しや簡素で効率的・効果的な地方行政体制の整備等を進めるとともに、地方分権の担い手を支える地方公務員制度の確立を図るため、定員・給与の適正化や地方公共団体における人材の育成・確保を推進する。						分野【政策体系上の位置付け】	地方行財政
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	地方行政体制を整備することにより、より住民意思を反映した行政運営を行う体制を整え、もって地方分権型社会の確立を目指す。						政策評価実施予定時期	平成28年8月
施策目標	測定指標	基準(値)	目標(値)		年度ごとの目標(値)		測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
			基準年度	目標年度	年度ごとの実績(値)			
			26年度	27年度	26年度	27年度		
地方分権型社会の確立に向けた地方制度の構築が進むこと	1 地方自治制度の見直し	第30次地方制度調査会の答申等を踏まえ、総合区制度の創設や指定都市都道府県連絡調整会議の創設など、指定都市制度の見直しや、中核市と特例市制度の統合、連携協約及び事務の代替執行に関する制度の創設などを内容として地方自治法改正案を国会に提出した。	25年度	平成26年3月提出地方自治法改正法案により新設された制度等につき、地方公共団体への情報提供など普及に努める。 第31次地方制度調査会の審議状況等を踏まえ、地方自治制度に関し必要な見直しを検討する。	27年度	平成26年3月提出地方自治法改正法案により新設された制度等につき、地方公共団体への情報提供など普及に努める。 第31次地方制度調査会の審議状況等を踏まえ、地方自治制度に関し必要な見直しを検討する。	個性を活かし自立した地方をつくるため、人口減少社会に的確に対応する地方行政体制のあり方や、住民に信頼される行政のあり方等に関し、地方自治制度の見直しの検討が必要と考え、指標として設定。	
	2 地方公共団体における事務の共同処理の活用状況 地方公共団体への情報提供等の状況	各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し必要な情報を提供	25年度	各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し必要な情報を提供	27年度	取組状況を把握し必要な情報を提供	平成の合併が一区切りを迎え、今後は、自主的な合併のほか、市町村間の広域連携などの多様な選択肢を用意した上で、市町村がこれらの中から最も適した仕組みを主体的に選択できるようにするため、取組状況を把握し、情報提供等を行うことを指標として設定。	
地方公共団体が自主的・主体的に地方行革に取り組むこと	3 地方公共団体における行政改革の取組状況	地方公共団体が自主的・主体的に行政改革が行えるよう、取組状況を把握し、必要な情報を提供	25年度	地方公共団体が自主的・主体的に行政改革が行えるよう、取組状況を把握し、必要な情報を提供	27年度	取組状況を把握し、必要な情報を提供	各地方公共団体においては、これまでの改革の成果を維持しつつ、自らの行財政運営について透明性を高め、公共サービスの質の維持向上に努めるなど、引き続き自主的に行政改革に取り組むことが必要と考えられるため、取組状況を把握し、情報提供等を行うことを指標として設定。 【参考(平成25年度実績)】 ・地方公共団体における行政改革の取組状況に関する調査(平成26年3月25日公表) ・地方公共団体における行政評価の取組状況に関する調査(平成26年3月25日公表)	

地方分権の担い手を支える地方公務員制度が確立すること	4	地方公務員数の推移	地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うに当たり、必要な情報の提供	25年度	地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うに当たり、必要な情報の提供	27年度	地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うに当たり、必要な情報の提供	—	—	地方公務員の給与については、地方公務員法等の趣旨を踏まえ、議会で十分議論の上、情報公開等を徹底しながら、各地方公共団体が主体的に適正化等の取組を進めることが重要。地方公共団体の定員管理については、効率的で質の高い行政を実現するために、地方公共団体自らが地域の実情に応じ、自主的・主体的に人事配置を行うことが重要。国としては、国民・住民の理解と納得が得られるものとなるよう、必要な情報の提供や技術的助言を行うことが重要であるとの観点から、指標として設定。目標（値）については、地方公共団体が主体であるため、総務省が行う取組について記載。
	5	ラスパイレス指数の状況	公表された各地方公共団体のラスパイレス指数を活用して、住民及び地方公共団体がその水準を判断・検証するのに役立てるよう必要な情報を提供	25年度	公表された各地方公共団体のラスパイレス指数を活用して、住民及び地方公共団体がその水準を判断・検証するのに役立てるよう必要な情報を提供	27年度	公表された各地方公共団体のラスパイレス指数を活用して、住民及び地方公共団体がその水準を判断・検証するのに役立てるよう必要な情報を提供	—	—	【参考（平成25年度実績）】 ○地方公務員数の推移 地方公共団体の総職員数 275万2,484人（対前年比▲1万6,429人）（平成25年4月1日現在） ○ラスパイレス指数の状況 地方公共団体（全団体）のラスパイレス指数 106.9（参考値（注1）98.8）（平成25年4月1日現在） （平成24年4月1日現在のラスパイレス指数 107.0） ○給与制度・運用の適正化 適正化の取組例（平成25年4月1日時点） ・給与の「わたり」（注2）の制度がある団体は69団体（全団体の3.9%）に減少 ・自宅に係る住居手当のある団体は、454団体（全団体の25.4%）に減少 ○人事委員会勧告における地域民間給与水準の反映等の状況 ほぼ全ての人事委員会において、地域民間給与水準を適正に反映した勧告等を実施
	6	給与制度・運用の適正化状況	各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるための必要な情報を提供	25年度	各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるための必要な情報を提供	27年度	各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるための必要な情報を提供	—	—	（注1）「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置が無いとした場合の値をいう。 （注2）地方公務員給与の「わたり」とは、給与決定に際し、級別職務分類表及び級別標準職務表に適合しない級への格付を行うことや実質的にこれと同一の結果となる級別職務分類表、級別標準職務表又は給料表を定めることにより給与を支給することをいう。
	7	人事委員会勧告における地域民間給与水準の反映等の状況	各人事委員会において地域民間給与水準を適正に反映した勧告等が行われるよう必要な情報を提供	25年度	各人事委員会において地域民間給与水準を適正に反映した勧告等が行われるよう必要な情報を提供	27年度	各人事委員会において地域民間給与水準を適正に反映した勧告等が行われるよう必要な情報を提供	—	—	
	8	給与情報等公表システムによる公表状況	実施率98.7% （1,765/1,789団体） 平成25年4月30日現在	25年度	実施率100%	27年度	実施率100%	—	—	
	9	地方公共団体の人事制度改革の状況（任期付採用の実施団体）	公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう必要な情報を提供	25年度	公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう必要な情報を提供	27年度	公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう必要な情報を提供	—	—	各地方公共団体において職員の任用・勤務形態の多様化を進めることで、能率的かつ適正な公務の運営が確保されるなど、地方分権の進展に対応した地方公務員制度の確立につながると考えられることから、指標として設定。 【参考（平成25年度実績）】 387団体（平成25年4月1日現在）
	10	人事評価制度の実施状況	各地方公共団体において、人事評価制度の導入により能力及び実績に基づく人事管理の徹底が図られるよう必要な情報を提供	25年度	各地方公共団体において、法改正を受けて、円滑な人事評価制度の導入が図られるよう必要な情報を提供	27年度	各地方公共団体において、法改正を受けて、円滑な人事評価制度の導入が図られるよう必要な情報を提供	—	—	従来は助言で進めてきたが、法律上、人事評価制度が導入されることに伴い新たに指標として設定するもの（施行は公布後2年以内で政令の定める日）。各地方公共団体において人事評価制度を導入することで、能力及び実績に基づく人事管理の徹底が図られ、真に能力本位の人事管理が行われ、一層の公務効率の向上が図られることが期待されることから、指標として設定。 【参考】国の人事評価制度と同様の取組（能力評価及び業績評価（目標管理））を行っている団体数 都道府県 37 / 47 団体（実施率：78.7%） 指定都市 19 / 20 団体（実施率：95.0%） 市区町村 563 / 1,722 団体（実施率：32.7%） 合計 619 / 1,789 団体（実施率：34.6%）

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) ※2			関連する 指標	達成手段の概要等	平成26年行政事業 レビュー事業番号	
		24年度	25年度	26年度				
(1)	地方行政制度の整備に必要な経費(地方分権振興経費、市町村合併円滑化経費等除く。)			98百万円	1~10		0004	
(2)	地方分権の振興に要する経費(平成20年度)			211百万円	—		0005	
(3)	市町村の合併円滑化に必要な経費(平成13年度)			2,225百万円	2		0006	
(4)	市町村合併体制整備費補助金(復興関連事業)			—	—		0007	
(5)	地方議会の活性化に要する経費(平成25年度)			16百万円	1		0008	
(6)	地方独立行政法人の支援に要する経費(平成25年度)			—	—		0009	
(7)	地方公務員給与実態調査に必要な経費(平成25年度)			—	—		0010	
(8)	新たな広域連携の促進に要する経費(平成26年度)			129百万円	1		新26-0001	
政策の予算額・執行額					政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
						第百八十六回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説	平成26年1月24日	八 地方が持つ大いなる可能性を開花させる(元気な地方を創る)「第二次地方分権改革の集大成として、地方に対する権限移譲や規制緩和を進めます。」「行政サービスの質と量を確保するため、人口二十万人以上の地方中枢拠点都市と周辺市町村が柔軟に連携する、新たな広域連携の制度を創ります。中心市街地に生活機能を集約し、併せて地方の公共交通を再生することにより、まち全体の活性化につなげてまいります。」

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

平成26年度主要な政策に係る政策評価の事前分析表

(総務省26-⑤)

政策 ^(※1) 名	政策5:地域振興(地域力創造)			担当部局課室名	地域力創造グループ地域政策課、国際室、地域自立応援課、人材力活性化・連携交流室、地域振興室、過疎対策室、自治財政局財務調査課	作成責任者名	地域政策課長 猿渡 知之
政策の概要	「地域の元気創造プラン」の推進、定住自立圏構想の推進、過疎対策の推進等、地域の元気で日本を幸せにするための施策を展開する。					分野【政策体系上の位置付け】	地方行財政
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	「地域の元気創造プラン」を通じて、産・学・金・官の連携のもと、地域の資源と資金を活用して地域経済イノベーションサイクルを構築し、雇用の拡大を図るとともに、分散型エネルギーインフラや公共クラウドなどの民間活力の土台となる地域活性化インフラプロジェクトを推進し、地域の元気を創造する。また、過疎地域を含む条件不利地域において、民間活力を導入しながら生活支援機能を確保し、集落単位の活性化を図る。				政策評価実施予定時期	平成27年8月	
施策目標	測定指標		基準(値)		目標(値)		測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
			基準年度	目標年度	基準年度	目標年度	
「地域の元気創造プラン」の推進により、地域経済イノベーションサイクルと民間活力の土台を構築し、地域の元気をつくること	1	地域経済循環創造事業交付金の投資効果	2.1倍	24年度	平成24年度以上	26年度	地域経済循環創造の取組が全国に広がることで、地域経済が活性化され、地域の元気が創造されると考えられることから、指標として設定。
	2	分散型エネルギーインフラプロジェクトの推進状況	予備調査の実施：31団体	25年度	マスタープランの策定：10団体程度	26年度	分散型エネルギーインフラなどの地域活性化インフラ・プロジェクトの実施により、民間活力の土台が創られ、地域の元気が創造されると考えられることから、指標として設定。
過疎地域などの条件不利地域の自立・活性化の支援等により、地域の元気をつくること	3	過疎市町村の人口に対する転入者数の割合	2.6%	20~22年度の平均	2.6%以上	27年度	過疎市町村が主体的かつ創意工夫に富んだソフト・ハード事業等、当該地域の実情に応じた過疎対策に取り組むことで、過疎地域への転入者数の増加につながり、過疎地域の自立が促進されると考えられることから、指標として設定。 なお、目標年度は延長前の過疎法の最終年度である平成27年度としている(現行の最終年度は平成32年度)。
	4	総人口に対する地方圏の人口割合	49%	22年度	平成22年度並み	27年度	地方圏から三大都市圏への人口流出を極力抑え、需要と供給の両面から地方圏の経済成長を下支えすることが、地域活性化に寄与すると考えられることから、指標として設定(地方圏の人口割合は国勢調査によって判明するため、目標年度は平成27年度としている。)
	5	子ども農山漁村交流プロジェクト参加児童数	56,651人	25年度	58,500人	26年度	都市と農山漁村の交流や地域おこしに役立つ人材の活用を推進することで、地方公共団体による地域づくりや地域活性化に寄与すると考えられることから、指標として設定。
	6	地域おこし協力隊員と集落支援員(専任)の合計人数	1,719人	25年度	2,000人	26年度	
	7	中心市街地活性化ソフト事業の実施件数	850件	23~25年度の平均	850件以上	26年度	地方公共団体が中心市街地活性化のためのイベント等のソフト事業を積極的に実施することにより、地域振興が促進されると考えられることから、指標として設定。
多文化共生を推進し、地域のグローバル化を図ること	8	JETプログラムの招致人数	JETプログラムの招致人数4,372人(平成25年7月1日現在)	25年度	JETプログラム招致人数の前年並み確保	26年度	
	9	「地域における多文化共生推進プラン」の普及状況	外国人住民が人口の2%以上を占める全市における多文化共生に関する計画・指針の策定割合81%(平成25年4月1日現在)	25年度	外国人住民が人口の2%以上を占める全市における多文化共生に関する計画・指針の策定割合85%	26年度	JETプログラムを通じた外国語教育の充実や地域レベルでの国際交流の充実、多文化共生に関する計画・指針等の策定による計画的・総合的な多文化共生の推進等により、地域の国際化が促進されると考えられることから、指標として設定。

達成手段 (開始年度)	予算額(執行額) ※2			関連する 指標	達成手段の概要等	平成26年行政事業 レビュー事業番号
	24年度	25年度	26年度			
(1) 地域振興に必要な経費(「地域経済循環の創造」の推進に要する経費、過疎地域振興対策に要する経費、定住自立圏構想推進費等除く。)(平成24年度)			135百万円	5~9		0011
(2) 「地域経済循環の創造」の推進に要する経費(平成21年度)			1,636百万円	1		0012
(3) 過疎地域振興対策等に要する経費(昭和46年度)			931百万円	3		0013
(4) 定住自立圏構想推進費(平成21年度)			17百万円	4		0014
(5) 「域学連携」地域活力創出モデル実証事業(平成24年度)			18百万円	1		0015
(6) コミュニティにおける資金循環等の実証事業に要する経費(平成25年度)			—	—		0016
(7) 公民連携による地域経済循環創出事業(平成25年度)			—	—		0017
(8) 「シニア地域づくり人」に関する調査研究事業(平成25年度)			—	—		0018
(9) 分散型エネルギーインフラプロジェクトの推進に要する経費(平成25年度)			39百万円	2		0019
(10) 都市・農山漁村の教育交流による地域活性化推進に要する経費(平成25年度)			30百万円	5		0020
(11) 暮らしを支える地域運営組織のあり方に関する調査研究事業に要する経費(平成26年度)			18百万円	1		新26-0002
(12) 公民連携によるまちなか再生の研究に要する経費(平成26年度)			21百万円	1		新26-0003
(13) 地域における生活支援サービス提供の実証事業に要する経費(平成26年度)			15百万円	1		新26-0004

(14)	地域の担い手創造に要する経費(平成26年度)			13百万円	1			新26-0005
(15)	機能連携広域経営推進調査事業に要する経費(平成26年度)			100百万円	1			新26-0006
政策の予算額・執行額					政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称 「経済財政運営と改革の基本方針」 (閣議決定)	年月日 平成25年6月14日	関係部分(抜粋) 第2章 強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活の実現 4. 地域・農林水産業・中小企業等の再生なくして、日本の再生なし (1) 特色を活かした地域づくり 「地域の元気創造プラン」を通じて、産・学・金・官の連携のもと、民間の資金を活用して、地域のイノベーションサイクルを構築し、雇用の拡大を図るとともに、エネルギー・インフラや公共クラウドなどの地域の基盤整備を進める。 また、過疎地域や、離島・奄美等、半島を含む条件不利地域においては、航路、航空路等を含めた必要な交通基盤を維持するとともに、民間活力を導入しながら生活支援機能及び定住環境を確保し、集落の活性化を図る。

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

平成26年度主要な政策に係る政策評価の事前分析表

(総務省26-⑥)

政策 ^(※1) 名	政策6: 地方財源の確保と地方財政の健全化		担当部局課室名	自治財政局財政課 他4課		作成責任者名	自治財政局財政課長 内藤 尚志
政策の概要	地方財政計画の策定等を通じ地方の安定的な財政運営に必要な財源を確保するとともに、地方公共団体財政健全化法の適切な運用等により地方公共団体及び地方公営企業等の財政健全化を推進する。					分野【政策体系上の位置付け】	地方行財政
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	地方公共団体の安定的な財政運営に必要な財源を確保するとともに、地方財政の健全化を推進する。					政策評価実施予定時期	平成27年8月
施策目標	測定指標	基準(値)	目標(値)		測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠		
			基準年度	目標年度			
安定的な財政運営に必要な地方財源を確保すること	1 一般財源総額の確保	地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源の総額の確保	25年度	地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保する。	26年度	地方の安定的な財政運営のためには、地方財政計画において地方公共団体の事務・事業を適切に見込むとともに、地方の財源不足について適切な補填措置を講ずることにより必要な一般財源総額を確保することから、指標として設定。 【参考(平成25年度実績)】 ○平成26年度一般財源総額(通常収支分) 60兆3,577億円(水準超経費除き59兆4,277億円) 平成26年度一般財源比率(通常収支分) 65.7% ○平成26年度地方債依存度(通常収支分) 12.7% ○借入金残高平成26年度末見込み 200兆円	
	2 地方債依存度の適正化	歳入総額に占める地方債の割合の適正化に努めた	25年度	経済状況等を踏まえつつ、歳入総額に占める地方債の割合の適正化に努める。	26年度		
	3 借入金残高の適正化	借入金残高の適正化に努めた	25年度	経済状況等を踏まえつつ、借入金残高の適正化に努める。	26年度		
	4 地方財政対策の状況	平成26年度財源不足額(通常収支分)10兆5,938億円を以下により補填 ・地方交付税の増額 4兆2,186億円 ・臨時財政対策債の発行 5兆5,952億円 ・財源対策債の増発 7,800億円	25年度	地方の安定的な財政運営に必要な財源を確保するため、臨時財政対策債の発行を抑制しつつ、地方の財源不足について適切な補填措置を講ずる。	26年度		
	5 東日本大震災による被害を受けた地方公共団体に対する財政措置	震災復興特別交付税 平成26年度 5,723億円	25年度	東日本大震災による被害を受けた地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう適切な財政措置を講ずる。	26年度		
地方財政の健全化を推進すること	6 実質公債費比率等の状況を基にした財政健全化の取組	実質公債費比率等を基に各地方公共団体における財政健全化の取組を促進した	25年度	実質公債費比率等を基に各地方公共団体における財政健全化の取組を促進する。	26年度	地方財政の健全化のためには、実質公債費比率等を基に各地方公共団体における財政健全化の取組を促進することから、指標として設定。 【参考(平成26年度実績)】 ○平成24年度決算に基づく実質公債費比率等の平均値 ・実質公債費比率 都道府県13.7%、市町村9.2% ・将来負担比率 都道府県210.5%、市町村60.0% ○平成24年度末における財政健全化団体等の数(平成24年度をもって計画を完了した団体を除く) ・財政健全化団体 2団体 ・財政再生団体 1団体 ・経営健全化団体 19団体(20会計) ○平成24年度をもって計画を完了した団体の数 ・財政健全化団体 0団体 ・財政再生団体 0団体 ・経営健全化団体 11団体(12会計) ○平成24年度決算に基づく健全化判断比率等が新たに基準以上となった団体の数 ・早期健全化基準 0団体 ・財政再生基準 0団体 ・経営健全化基準 1団体(1会計)	

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) (※2)			関連する 指標	達成手段の概要等	平成26年行政事業 レビュー事業番号	
		24年度	25年度	26年度				
(1)	地方財政制度の整備に必要な経費			56百万円	1～6		0021	
(2)	地方交付税交付金及び地方特例交付金に必要な経費			16,595,577百万円	1,4,5		—	
政策の予算額・執行額				16,595,633百万円	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
						当面の財政健全化に向けた取組等について—中期財政計画—(閣議了解)	平成25年8月8日	地方財政についても、地方財政の安定的な運営の観点を踏まえ、国の歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源の総額については、平成26年度及び平成27年度において、平成25年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。
						平成26年度予算編成の基本方針(閣議決定)	平成25年12月12日	「集中復興期間」における25兆円程度の復興財源を確実に確保する

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

平成26年度主要な政策に係る政策評価の事前分析表

(総務省26-⑦)

政策 ^(※1) 名	政策7:分権型社会を担う地方税制度の構築				担当部局課室名	自治税務局企画課 他5課室	作成責任者名	自治税務局企画課長 濱田 省司		
政策の概要	分権型社会を推進する中で、地方がその役割を十分に果たすため、地方税を充実し、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築する。また、住民自治の確立に向けた地方税制度改革を行う。						分野【政策体系上の位置付け】	地方行財政		
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	分権型社会を推進するための税制を構築する。						政策評価実施予定時期	平成29年8月		
施策目標	測定指標	基準(値)	年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠				
			年度ごとの実績(値)							
			基準年度	目標年度	26年度		27年度	28年度		
地方税を充実し、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築すること	1 国・地方間の税源配分比率	国：地方 =58.2：41.8 (平成24年度決算)	25年度	地方が自由に使える財源を拡充する観点から、国と地方の税源配分の在り方を見直す。	28年度	地方が自由に使える財源を拡充する観点から、国と地方の税源配分の在り方を見直す。	—	—	—	地方税の充実や国と地方の税源配分の在り方を見直しによって、地方への税源配分比率が高まることとなるため、指標として設定。 ※ただし、景気の変動等、他の要因の影響を受ける可能性がある。
	2 歳入総額に占める地方税の割合	地方税の割合 34.5% (平成24年度決算)	25年度	地方税を拡充し、歳入総額に占める地方税の割合を拡充する。	28年度	地方税を拡充し、歳入総額に占める地方税の割合を拡充する。	—	—	—	地方税を充実させ、税収が安定的な地方税体系を構築することによって、歳入総額に占める割合が増加するため、指標として設定。 ※ただし、景気の変動等、他の要因の影響を受ける可能性がある。
	3 地方税の都道府県別人口一人当たり税収額の最大値と最小値の比較	最大値／最小値 2.5倍 (平成24年度決算)	25年度	税源の偏在性が少ない地方税体系を構築する。	28年度	税源の偏在性が少ない地方税体系を構築する。	—	—	—	都道府県別人口一人当たり税収額の比較は、税源の偏在性を示す一つの目安となるため、指標として設定。 ※ただし、景気の変動等、他の要因の影響を受ける可能性がある。
住民自治の確立に向けた地方税制度改革を実施すること	4 地方税制度の「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で改革するための取組	地域決定型地方税制特例措置既存導入数 9項目	25年度	引き続き検討を行い、成案を得たものから速やかに実施。	28年度	引き続き検討を行い、成案を得たものから速やかに実施。	—	—	—	地方税制度の「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で取り組むことは、住民自治の確立に向けた地方税制度改革につながると考えられるため、指標として設定。
	5 地方税における税負担軽減措置等のうち、特定の政策目的のために税負担の軽減等を行う「政策減税措置」の項目数	54項目を見直し(うち3項目を廃止・縮減)	25年度	引き続き見直しを行い、適用僅少の特例等につき廃止・縮減を実施。	28年度	引き続き見直しを行い、適用僅少の特例等につき廃止・縮減を実施。	—	—	—	税負担軽減措置等を見直すことは、住民自治の確立に向けた地方税制度改革につながると考えられるため、指標として設定。

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) ※2			関連する 指標	達成手段の概要等	平成26年行政事業 レビュー事業番号	
		24年度	25年度	26年度				
(1)	地方税制度の整備に必要な経費			35百万円	1～5		0022	
政策の予算額・執行額				35百万円	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
						平成26年度税制改正の大綱(閣議決定)	平成25年12月24日	現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却・経済再生に向け、「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」(平成25年10月1日閣議決定)において決定した投資減税措置等や所得拡大促進税制の拡充に加え、復興特別法人税の1年前倒しでの廃止、民間投資と消費の拡大、地域経済の活性化等のための税制上の措置を講ずる。

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

平成26年度主要な政策に係る政策評価の事前分析表

(総務省26-⑧)

政策 ^(※1) 名	政策8:選挙制度等の適切な運用				担当部局課室名	自治行政局選挙部選挙課、管理課、政治資金課(他3室)	作成責任者名	自治行政局選挙部管理課長 杉原 弘敏
政策の概要	社会ニーズ等に対応した選挙制度に係る調査研究、選挙の管理執行体制の改善や選挙制度の周知等を実施するとともに、政治資金収支報告書の公表等による政治資金の透明化を図る。						分野【政策体系上の位置付け】	選挙制度等
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	選挙制度、政治資金制度及び政党助成制度等を適切に運用し、民主政治の健全な発達に寄与する。						政策評価実施予定時期	平成28年8月
施策目標	測定指標	基準(値)	目標(値)		年度ごとの目標(値)		測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
			基準年度	目標年度	年度ごとの実績(値)			
					26年度	27年度		
公職選挙法の趣旨に則り、選挙制度の確立に寄与すること	1 有権者が投票しやすい環境整備の方策等の検討	有権者が投票しやすい環境整備の方策等の検討の実施	25年度	有権者が投票しやすい環境整備の方策等の検討の適切な実施	27年度	・学識経験者・実務者で構成する「投票環境の向上方策等に関する研究会」を設置し、有権者が投票しやすい環境整備の方策等の検討を行う。 ・実現の目的が立ったものから、法令改正を行う。	前年度に引き続き、研究会で検討を進める中で、実現の目的が立ったものから、法令改正を行う。	現在の地方公共団体におけるICT化の進展や関連制度・機器の整備状況等を踏まえて、有権者が投票しやすい環境を一層整備し、国政選挙・地方選挙における投票率の向上に努めていく必要があることから、指標として設定。
	2 都道府県議選学区設定の見直しに係る改正法に基づく条例整備	都道府県議選学区設定見直しに係る改正法成立を受けて条例改正等の措置が終了した団体：57%（47団体の中27団体）（平成26年4月1日現在）	25年度	都道府県議選学区設定見直しに係る改正法成立を受けた条例改正等の措置について、改正法の施行日（平成27年3月1日）までに措置が終了した団体：100%	26年度	都道府県議選学区設定見直しに係る改正法成立を受けた条例改正等の措置について周知とフォローアップを行い、改正法の施行日（平成27年3月1日）までに措置が終了した団体を100%とする。		都道府県議会議員の選挙区設定の見直しに係る改正法（施行期日：平成27年3月1日）の円滑な運用のため、指標として設定。
	3 選挙制度に関する調査研究	選挙制度に関する調査研究の実施	25年度	選挙制度に関する調査研究の適切な実施	27年度	立法府における制度改正の動きに基づき、選挙制度に関する調査研究の適切な実施。		社会のニーズ等へ対応するため、選挙の管理執行等から明らかとなった問題に対応した調査検討を指標として設定。
						—	—	

公明かつ適正な選挙執行を実現すること	4	常時啓発事業の実施等	常時啓発事業のあり方等の検討結果を踏まえ、参加・実践等を通じた政治意識の向上事業やシティズンシップ教育推進方策の検討等を実施	25年度	・参加・実践等を通じた政治意識の向上事業を全国に定着させる ・シティズンシップ教育推進方策を推進するとともに新しい方策の検討を行う	27年度	<ul style="list-style-type: none"> ・成人を対象とした学習教材が少ないため、参加型学習教材を作成し、事例の充実を図る。 ・モデル事業、研修事業を実施。 ・将来の有権者である未成年者を対象とした、学校と連携したシティズンシップ教育を実施。 ・次期学習指導要領へ政治教育を位置づけるために、文部科学省と協議していく。 	選挙が公明かつ適正に行われるよう、選挙人の政治意識の向上を図っていくことが重要であることから、常時啓発のあり方等研究会における提言を踏まえた、常時啓発事業の実施等を指標として設定。
公明かつ適正な国民投票の執行を実現すること【P】	5	憲法改正国民投票制度の周知啓発【P】	憲法改正国民投票制度の認知度：約70%（国民投票法に係る認知度調査報告書（平成22年2月現在）による）	25年度	憲法改正国民投票制度の認知度：90%	27年度	<ul style="list-style-type: none"> ・憲法改正国民投票の制度概要等について各種広報媒体を用い、広く国民に対し周知を図る。 ・憲法改正国民投票法改正法施行後4年以降は国民投票権年齢が18歳に引き下がるため、新たに有権者の対象となる年齢層に対する啓発を実施する。 	国民投票権年齢を18歳に引き下げる等を内容とする憲法改正国民投票法改正法案（施行期日：公布日）が平成26年4月に国会に提出されたことから、制度内容を有権者・選挙管理委員会等へ周知啓発を行う必要があるため、指標として設定。【P】
政治資金の透明性を確保すること	6	総務大臣届出政治団体の収支報告書提出率（収支報告書定期公表率）	<p>政党本部：100% 政党支部：100% 政治資金団体：100% 【平成24年分収支報告】</p> <p>国会議員関係政治団体の過去3カ年平均の提出率：94.9% 【平成22年分～平成24年分収支報告】</p> <p>政治団体全体の過去3カ年平均の提出率：86.7% 【平成22年分～平成24年分収支報告】</p>	25年度	<p>政党、政治資金団体について、提出率100%</p> <p>国会議員関係政治団体について、過去3カ年平均の提出率以上</p> <p>政治団体全体で、過去3カ年平均の提出率以上</p>	27年度	<p>政党、政治資金団体について、提出率100%</p> <p>国会議員関係政治団体について、過去3カ年平均の提出率以上 【平成23年分～平成25年分収支報告】</p> <p>政治団体全体で、過去3カ年平均の提出率以上 【平成23年分～平成25年分収支報告】</p>	<p>※【P】とあるのは、法案審議中であるため。法案が成立すれば【P】を削除する。</p> <p>収支報告書の提出率が高まることは、政治資金の透明性確保につながることから、指標として設定。</p>

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) (※2)			関連する 指標	達成手段の概要等	平成26年行政事業 レビュー事業番号	
		24年度	25年度	26年度				
(1)	選挙制度等の整備に必要な経費 (参加・実践等を通じた政治意識向上に要する経費除く。)			57百万円	1~3.6		0023	
(2)	参加・実践等を通じた政治意識向上に要する経費(昭和32年度)			42百万円	4.5		0024	
(3)	参議院議員通常選挙に必要な経費(平成25年度)			—	—		0025	
(4)	山口県選挙区選出の参議院議員の補欠選挙に必要な経費(平成25年度)			—	—		0026	
(5)	インターネット等による選挙運動の解禁の周知啓発に必要な経費(平成25年度)			—	—		0027	
(6)	鹿児島県第2区選出の衆議院議員の補欠選挙に必要な経費(平成26年度)			—	—		新26-0007	
政策の予算額・執行額					政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
						—	—	—

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

平成26年度主要な政策に係る政策評価の事前分析表

(総務省26-⑨)

政策 ^(※1) 名	政策9:電子政府・電子自治体の推進					担当部局課室名	大臣官房(企画課個人番号企画室)、行政管理局(行政情報システム企画課)、自治行政局(住民制度課、地域政策課地域情報政策室)		作成責任者名	大臣官房総務課個人番号企画室長 藤井 雅文 行政情報システム企画課長 橋本 敏 住民制度課長 篠原 俊博 地域情報政策室長 増田 直樹	
政策の概要	国民の利便性向上や行政の効率化等を図るため、オンラインによる行政サービスの提供、自治体クラウドの推進等の取組を実施。								分野【政策体系上の位置付け】	電子政府・電子自治体	
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	ICTを活用した電子行政を推進することにより、国民の利便性の向上と行政運営の合理化、効率化及び透明性の向上等を図る。								政策評価実施予定時期	平成28年8月	
施策目標	測定指標	基準(値)	目標(値)			年度ごとの目標(値)		測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠			
			基準年度	目標年度	年度ごとの実績(値)						
			26年度	27年度							
総務省所管府省共通情報システム等の適切な構築・運用等を通じた電子政府の推進を図ること	1	国際連合「電子政府ランキング」における行政オンラインサービスの充実度ランキング	9位	24年度	平成26年度値以上	28年度	平成24年度値以上	—	・ICTの利活用の推進による各国における成熟度を測る国連の電子政府ランキングの指標のうち、市民と政府の双方向性の確保や手続きのオンライン化等、中央政府における行政オンラインサービスの充実度を測るランキングを目標に設定。 ・目標(値)としては、2年に一度実施される国際ランキングを目標指標と置くことにより、電子政府の取組の実施状況を包括的に捉え、平成26年度においては、平成24年度実施のランキングを上回ることを目指すとして設定。		
	2	電子政府の総合窓口(e-Gov)へのアクセス件数	2億6,100万件	25年度	3億1,460万件	27年度	2億8,600万件	3億1,460万件	・行政の総合的なポータルサイトである「電子政府の総合窓口(e-Gov)」へのアクセス件数は、国民のe-Gov活用状況を表し、アクセス件数の増加は、オンラインによる行政サービスの質の向上を測るのに適切であるため、測定指標として設定。 ・目標(値)は、e-Govの掲載内容の充実等を行うことで、平成25年度におけるアクセス件数3億1,460万件(平成25年度比5,360万件増)以上を目指すとして設定。		
	3	総務省所管府省共通情報システムの運用コスト	853百万円未満(政府共通プラットフォーム移行等前のシステム運用コスト)	24年度	600百万円未満(政府共通プラットフォーム移行等後のシステム運用コスト(対24年度3割減))	27年度	円滑なシステム移行に係る対応(並行運用等)を実施	600百万円未満(政府共通プラットフォーム移行等後のシステム運用コスト(対24年度3割減))	・一元的な文書管理システム等政府全体で共用する情報システムを一元的に管理・運営することにより、政府全体として情報システム経費の削減を図り、ICTを活用した行政の合理化・効率化を図ってきたところ、現在の厳しい財政状況を踏まえれば、行政運営の更なる効率化が必要であることから、これらの総務省所管府省共通情報システムの運用コストを測定指標として設定。 ・システム更改を機に政府共通プラットフォームへの移行やシステム構成の見直し等を行い、運用コストを削減することにより、平成27年度を目標年度として、対24年度3割減を目指す。		
	4	情報システム統一研修の受講者数	7,516人	25年度	10,000人	27年度	8,000人	10,000人	・情報システムを活用した業務改革・サービス向上等が行える人材を多数育成するためには、まずは情報システム統一研修の受講者を増加させることが重要であることから、同研修の受講者数を測定指標として設定。 ・ICT人材の育成・活用に当たっては、職員のICT能力、情報システムのマネジメント力を育成し、電子行政推進の担い手を輩出するために、情報システム統一研修の研修プログラムの見直し(コースの新設)を検討するなどし、26年度8,000人以上、27年度10,000人以上を目指す。		
	5	電子決裁率	10%	24年度	60%	27年度	50%	60%(本府省部局80%)	・「世界最先端IT国家創造宣言 工程表」(2013年(平成25年)6月14日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)において、平成27年度までに電子決裁率を60%まで向上させることとされているため指標として設定。 ・「電子決裁推進のためのアクションプラン」(2014年(平成26年)4月25日各府省情報化統括責任者(C10)連絡会議決定)において、平成27年3月の電子決裁率が概ね50%を目標とした取組に努め、また、地方支分部局を除く部局については、平成27年度下半期の電子決裁率が概ね80%を目標とした取組に努めることとされているため指標として設定。		

地方公共団体の情報化を推進し、 便利な行政サービスを提供するとともに、 効率的で災害に強い電子自治体を実現すること	6	自治体クラウドの全国的展開	地方公共団体における自治体クラウドの取組の更なる加速の要因となる事柄について調査研究を実施すること等により、各地方公共団体の主体的な取組を支援し、自治体クラウドの全国的展開を推進。	25年度	地方公共団体における自治体クラウドの取組が加速するよう、平成26年3月に公表した新たな電子自治体推進指針のフォローアップ等により、各地方公共団体の主体的な取組を支援し、自治体クラウドの全国的展開を推進。	27年度	地方公共団体における自治体クラウドの取組の更なる加速の要因となる事柄について調査研究を実施すること等により、各地方公共団体の主体的な取組を支援し、自治体クラウドの全国的展開を推進。	—	—	平成25年6月に決定された新たな政府のIT戦略（「世界最先端IT国家創造宣言」）を受けて全面改訂した電子自治体推進指針に沿って、各地方公共団体が自治体クラウドの導入に主体的に取り組むことで、財政面等の負担軽減、行政事務の効率化、住民サービスの向上、行政情報の保水性や業務継続性の確保等につながると思われることから、指標として設定。 【参考（平成25年度実績）】 「電子自治体の取組みを加速するための10の指針」を地方公共団体へ通知、公表した。（平成26年3月24日）
	7	地方行財政統計等・災害時等における情報通信メディアの活用	・地方行財政の施策に係る基礎データベースの作成・管理・統計処理等の実施。 ・地方公共団体及び防災関係機関等における、通信衛星を利用した防災情報及び行政情報の伝達等を行うネットワークの安定的な運用を実施。	25年度	・地方行財政の施策に係る基礎データベースの作成・管理・統計処理等の実施。 ・地方公共団体及び防災関係機関等における、通信衛星を利用した防災情報及び行政情報の伝達等を行うネットワークの安定的な運用の実施。	27年度	・地方行財政の施策に係る基礎データベースの作成・管理・統計処理等を実施。 ・地方公共団体及び防災関係機関等において、通信衛星を利用することによって、防災情報及び行政情報の伝達等を行うネットワークの安定的な運用を実施。	—	—	地方行財政の施策に係る基礎データの収集・分析を行い、各種業務の遂行、各種施策の立案及び統計データの作成等を行うことにより、地方行財政の施策の安定的運用に寄与し、また、全国の地方公共団体及び防災関係機関等において、通信衛星を利用することによって、防災情報及び行政情報の伝達等を行うネットワークの安定的な運用を実施することにより、地域社会における情報通信の高度化及び地域振興に寄与すると思われることから、指標として設定。
番号制度を導入し、国民の給付と負担の公平性を確保するとともに、国民の利便性の向上、行政運営の効率化を図ること	8	個人番号付番等システムの構築	個人番号付番等システムの構築に関する設計・開発等を開始。	24年度	個人番号付番等システムの稼働	27年度	個人番号付番等システムの構築 個人番号付番等システムの稼働	—	—	番号制度の導入に向け、当該制度の目標とする社会の実現に当たり、関係システムの整備が必要となることから、指標として設定。
	9	情報提供ネットワークシステムの運用に向けた準備	情報提供ネットワークシステムに係る調査等、運用に向けた準備を開始	25年度	情報提供ネットワークシステムに係る調査等、運用に向けた準備を実施	27年度	情報提供ネットワークシステムに係る調査等、運用に向けた準備を実施	—	—	番号制度の円滑な導入に向けて、情報提供ネットワークシステムの円滑かつ効率的・安定的な運用を行うため、課題の分析や必要な対策等につき所要の検討を実施し、情報連携を開始するための準備が必要となることから、目標として設定。なお、情報提供ネットワークシステムの設計・開発・テストは内閣官房にて実施。
	10	地方公共団体における情報システムの整備を推進	中間サーバーの整備を実施	25年度	地方公共団体における中間サーバーの整備を推進	27年度	中間サーバー・ソフトウェアの開発 地方公共団体における中間サーバーの整備を推進	—	—	地方公共団体において、番号制度の導入に当たり関係情報システムの整備を行う中で、中間サーバーの整備が必要となることから、指標として設定。
	11	電子行政サービスの改善方策に関する調査研究	電子行政サービスのあり方について調査研究を実施すること等により、各地方公共団体の主体的な取組みを支援し、電子行政の推進を加速。	25年度	地方公共団体における情報システムを活用した行政サービスの改善方策について調査研究を行い、各地方公共団体が効率的な行政運営、住民サービスの向上を行うことを推進。	27年度	地方公共団体が効率的な行政運営、住民サービスの向上を行うことを推進。	—	—	地方公共団体が、自らの事務がどのように効率化され、住民満足度の向上につながるのかを認識した上で行政サービスを展開することで、行政事務の効率化、住民サービスの向上等につながると思われることから、指標として設定。

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) ※2			関連する 指標	達成手段の概要等	平成26年行政事業 レビュー事業番号
		24年度	25年度	26年度			
(1)	電子入札システム運用事業(平成14年度)			24百万円	—		0028
(2)	情報システム高度化等推進事業(平成16年度)			227百万円	—		0029
(3)	総務省LAN整備・運用事業(平成12年度)			2,261百万円	—		0030
(4)	総務省共通基盤支援設備・運用等事業			111百万円	—		0031
(5)	総務省ホームページ運営事業(平成12年度)			79百万円	—		0032
(6)	電子政府関連事業(政府情報システム基盤整備) (平成15年度)			8,836百万円	—		0033
(7)	総務省所管府省共通情報システムの一元的な管理・運営 (平成15年度)			978百万円	3		0034
(8)	電子政府関連事業(ICT人材育成)(昭和35年度)			89百万円	4		0035
(9)	電子政府関連事業(国民利便性向上・行政透明化) (平成13年度)			968百万円	2		0036
(10)	住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策経費 (平成15年度)			7百万円	—		0037
(11)	地方行政統計等・災害時等における情報通信メディアの活用 に要する経費			78百万円	7		0038
(12)	電磁的記録式投票導入支援経費(平成14年度)			9百万円	—		0039
(13)	政治資金・政党助成関係申請・届出オンラインシステム運営等 経費(平成16年度)			393百万円	—		0040

(14)	地方財政決算情報管理システム運営等経費(平成13年度)			190百万円	—		0041
(15)	自治体クラウドの取組の加速に向けた調査研究等(平成23年度)			34百万円	6		0042
(16)	地域経営型包括的支援クラウドモデル実証事業(平成24年度)			—	6		0043
(17)	社会保障・税番号制度の導入及び利活用の検討に要する経費			174百万円	8		0044
(18)	電子調達システムのシステム開発(平成23年度)			652百万円	—		0045
(19)	自動車保有関係手続に係るワンストップサービスシステムの実証実験に要する経費(平成24年度)			—	—		0046
(20)	社会保障・税に関わる番号制度に関するシステム構築等に要する経費(平成25年度)			3,400百万円	8		0047
(21)	番号制度の実施に必要なシステム整備等事業(平成24年度)			31,299百万円	9,10		0048
(22)	地方税務システムの社会保障・税に関わる番号制度との連携・活用のための検討に要する経費(平成23年度)			3百万円	—		0049
(23)	公共クラウド構築事業			10百万円	6		0050
(24)	電子行政サービスの改善方策に関する調査研究(平成25年度)			9百万円	11		0051
(25)	人事・給与関係業務情報システムの運用支援業務(平成25年度)			11百万円	—		0052

政策の予算額・執行額	49,842百万円	政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称 「東日本大震災からの復興の基本方針」(東日本大震災復興対策本部)	年月日 平成23年7月29日	関係部分(抜粋) 5 復興施策 (3) 地域経済活動の再生 ⑨ 交通・物流、情報通信 (iii) 次世代の発展につながるよう、地方公共団体をはじめ幅広い分野へのクラウドサービスの導入推進など情報通信技術の利活用促進を行う。
			新たなオンライン利用に関する計画	平成23年8月3日	II オンライン利用の範囲 5 電子政府の総合窓口(e-Gov)の役割の見直し
			電子行政推進に関する基本方針	平成23年8月3日	第4 重要施策の推進 1. 政府におけるITガバナンス確立・強化 (1) IT投資管理の確立・強化 (4) 情報システムの運用継続 5. オープンガバメント (2) 行政情報の公開・提供
			「日本再生の基本戦略」(閣議決定)	平成23年12月24日	・被災地で新成長戦略を先進的に取り組む主な施策例 ○ 情報通信技術の活用による地域の情報化 災害に強い情報通信インフラの整備や地域クラウドの導入により、安全・快適な地域の情報化と地方自治体の業務効率化を進める。 ・各分野において当面、重点的に取り組む施策 (2) 分厚い中間層の復活(社会のフロンティアの開拓) ③ 持続可能で活力ある国土・地域の形成 ○ 都市・農山漁村の交流促進、地域資源の活用と域内循環等を通じた地域力の向上 クラウド等の情報通信技術の活用や、地域の自給力・創富力の向上、知の蓄積・連携等を通じた自立的な地域づくり等を進め、地域力の向上を図る。
			「世界最先端IT国家創造宣言」	平成25年6月14日	III. 目指すべき社会・姿を実現するための取り組み 1. 革新的な新産業・新サービスの創出と全産業の成長を促進する社会の実現 (3) IT・データを活用した地域(離島を含む。)の活性化 スマートフォンやタブレット端末等の活用による効率化やサービス向上を図るなど、魅力ある地域の元気を創造する取り組みを促すとともに、センサー、クラウド、災害時にも活用可能な情報通信基盤等のITや地理空間情報等、各種データの活用を組み合わせ、新たな街づくりモデルや離島におけるビジネスモデルを構築する。 3. 公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会の実現 (2) 国・地方を通じた行政情報システムの改革 自治体クラウドについても、番号制度導入までの今後4年間を集中取り組み期間と位置づけ、番号制度の導入とあわせて共通化・標準化を行いつつ、地方公共団体における取り組みを加速する。

				<p>「経済財政運営と改革の基本方針」 (閣議決定)</p>	<p>平成25年6月 14日</p>	<p>第2章 強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活の実現 4. 地域・農林水産業・中小企業等の再生なくして、日本の再生なし (1) 特色を活かした地域づくり 「地域の元気創造プラン」を通じて、産・学・金・官の連携のもと、民間の資金を活用して、地域のイノベーションサイクルを構築し、雇用の拡大を図るとともに、エネルギー・インフラや公共クラウドなどの地域の基盤整備を進める。</p> <p>6. 強い経済、豊かな生活を支える公的部門の改革 (4) 世界最高水準の電子政府の実現 IT本部を中心に、関係府省と連携して、世界最高水準の電子政府・電子自治体を早期に実現する。 ・政府CIOの下での政府業務の徹底的な見直し、政府行政システムのクラウド化や自治体クラウドの推進、府省共通業務・システムの着実な開発・導入によるバック・オフィス業務の効率化により、行政コストの削減とサービスの質の向上を図る。</p> <p>第3章 経済再生と財政健全化の両立 3. 主な歳出分野における重点化・効率化の考え方 (3) 地方行財政制度の再構築に向けて (地方における公共サービスの「可視化」の推進) ・地域レベルの身近なデータの利活用を促すとともに、自治体クラウドの取組を加速させ、地方自治体のオープンガバメント化を進める。</p>
--	--	--	--	------------------------------------	------------------------	---

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

平成26年度主要な政策に係る政策評価の事前分析表

(総務省26-⑩)

政策 ^(※1) 名	政策10: 情報通信技術の研究開発・標準化の推進					担当部局課室名	情報通信国際戦略局 技術政策課 他3課室 総合通信基盤局 データ通信課 他1課室 情報流通行政局 情報セキュリティ対策室	作成責任者名	情報通信国際戦略局 技術政策課長 田原 康生
政策の概要	我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて、情報通信技術の研究開発及び標準化を積極的に推進する。							分野【政策体系上の位置付け】	情報通信 (ICT政策)
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	情報通信技術(ICT)の研究開発・標準化を推進し、ICTによるイノベーションを創出させ、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現のために必要な技術を確立する。					政策評価実施 予定時期	平成26年8月		
施策目標	測定指標	基準(値)	目標(値)		年度ごとの目標(値)		測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠		
			基準年度	目標年度	年度ごとの実績(値)				
			26年度	27年度					
我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて必要な、情報通信技術の研究開発課題及び研究開発目標を適切に設定し、着実に研究開発を推進するとともに、研究開発目標を達成すること。	1	外部専門家による評価において、当初の見込みどおりかそれを上回る成果があったと判定された課題の割合	80%	25年度	80%	27年度	80%	研究開発の進捗及び目標達成度を客観的に評価・把握するため、外部専門家による評価を指標として設定。	
	2	適切なPDCAサイクルのもとで研究開発施策を実施するための研究開発評価の着実な実施	平成15年4月に外部専門家らによる第1回情報通信技術の研究開発の評価に関する会合を開催し評価を実施	15年度	研究開発フェーズごとにおける研究開発評価の着実な実施	27年度	研究開発フェーズごとにおける研究開発評価の着実な実施	国の研究開発評価に関する大綱的指針(内閣総理大臣決定)により、研究開発を効果的・効率的に推進するため研究開発評価を実施することが定められていることから指標として設定。 【参考(平成25年度実績)】 情報通信技術の研究開発の評価に関する会合の開催数: 8回	
	3	競争的資金における研究開発課題の提案数	2倍以上 (採択数に対する提案数)	25年度	2倍以上	27年度	2倍以上	ICTにおけるイノベーションの創出、研究者や研究機関における研究開発力の向上等に資する独創性や新規性に富む研究開発課題の設定をどの程度喚起したかを定量的に把握するため、提案数を指標として設定。	
我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現のために必要な技術を確立するため、研究開発の成果を展開するとともに、戦略的に標準化活動を推進し、「グローバルスタンダード」策定に貢献すること。	4	研究開発成果の普及状況(標準化、実用化又は特許を取得した課題の割合)	80%	25年度	80%	27年度	80%	研究開発成果の普及状況を定量的に評価・把握するため、標準化、実用化又は特許取得の状況を指標として設定。	
	5	標準化提案の検討における規格等の策定支援件数	6件	25年度	6件以上	27年度	6件以上	情報通信技術の標準化の推進状況を定量的に把握するため、標準化提案の検討における規格等の策定支援件数を指標として設定。	

達成手段 (開始年度)	予算額(執行額) ^(※2)			関連する 指標	達成手段の概要等	平成26年行政事業 レビュー事業番号
	24年度	25年度	26年度			
(1) 準天頂衛星時刻管理系設備の運用に必要な経費 (平成24年度)			77百万円	—		0053
(2) 戦略的情報通信研究開発推進制度 (平成14年度)			2,051百万円	1, 3		0054
(3) ビッグデータ時代に対応するネットワーク基盤技術の確立等(平 成26年度事業名:ネットワーク仮想化技術の研究開発) (平成25年度)			800百万円	1, 4		0055
(4) 情報通信分野の研究開発に関する調査研究 (平成4年度)			36百万円	2		0056
(5) 情報通信分野における標準化活動の強化 (平成16年度)			161百万円	5		0057
(6) 先進的ICT国際標準化推進事業 (平成24年度)			309百万円	1, 4		0058
(7) ICT環境の変化に応じた情報セキュリティ対応方策の推進事業 (平成23年度)			658百万円	1, 4		0059

(8)	国際連携によるサイバー攻撃予知・即応技術の研究開発 (平成23年度)			301百万円	1, 4		0060
(9)	脳の仕組みを活かしたイノベーション創成型研究開発 (平成23年度)			500百万円	1, 4		0061
(10)	電磁波エネルギー回収技術の研究開発 (平成24年度)			-	1, 4		0062
(11)	小型航空機搭載用高分解能合成開口レーダーの研究開発 (平成24年度)			700百万円	1, 4		0063
(12)	超高速・低消費電力光ネットワーク技術の研究開発 (平成24年度)			-	1, 4		0064
(13)	「モノのインターネット」時代の通信規格の開発・実証 (平成24年度)			-	1, 4		0065
(14)	東日本大震災復旧・復興に係る情報通信ネットワークの耐災害 性強化のための研究開発 (平成24年度)			-	1, 4		0066
(15)	ICTイノベーション創出チャレンジプログラム (平成26年度)			500百万円	1, 3		新26-0008
(16)	G空間プラットフォーム構築事業 (平成26年度)			350百万円	1, 4		新26-0009

(17)	海洋資源調査のための次世代衛星通信技術に関する研究開発 (平成26年度)		100百万円	1, 4					新26-0010
(18)	スマートなインフラ維持管理に向けたICT基盤の確立 (平成26年度)		210百万円	1, 4					新26-0011
政策の予算額・執行額					政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)	
						(1) 科学技術イノベーション総合戦略 (2) 第4期科学技術基本計画 (3) 世界最先端IT国家創造宣言等 (4) 日本再興戦略 (5) 知的財産推進計画2013 (6) サイバーセキュリティ戦略	(1) 平成25年6月7日 (2) 平成23年8月19日 (3) 平成25年6月14日 (4) 平成25年6月14日 (5) 平成25年6月25日 (6) 平成25年6月10日	(1) 第2章 科学技術イノベーションが取り組むべき課題 第3章 科学技術イノベーションに適した環境創出 (2) II. 将来にわたる持続的な成長と社会の発展の実現 III. 我が国が直面する重要課題への対応 V. 社会とともに創り進める政策の展開 (3) III. 目指すべき社会・姿を実現するための取り組み IV. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化 V. 戦略の推進体制・推進方策 (4) 第II.3つのアクションプラン (5) II「知的財産政策に関する基本方針」及び「知的財産政策ビジョン」で定める4つの柱に沿った具体的行動計画(短期・中期) (6) 3. 取組分野	

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

平成26年度主要な政策に係る政策評価の事前分析表

(総務省26-⑪)

政策 ^(※1) 名	政策11: 情報通信技術高度利用の推進				担当部局課室名	情報流通行政局 情報流通振興課他5課 情報通信国際戦略局 情報通信政策課 他1課	作成責任者名	情報流通行政局 情報流通振興課長 岡崎 毅	
政策の概要	社会・経済のICT化の推進及び安心・安全な利用環境の整備等により、ICTによる生産性向上・国際競争力の強化、ICTによる地域の活性化、誰もが安心してICTを利用できる環境の整備、先進的社会システムの構築を図り、ICTの高度利活用を推進することで、世界最高水準の情報通信技術利活用社会を実現する。						分野【政策体系上の位置付け】	情報通信 (ICT政策)	
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	社会・経済のICT化の推進及び安心・安全な利用環境の整備等によるICT利活用の促進により、世界最高水準の情報通信技術利活用社会を実現する。						政策評価実施予定時期	平成28年8月	
施策目標	測定指標	基準(値)	目標(値)		年度ごとの目標(値)		測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠		
			基準年度	目標年度	年度ごとの実績(値)				
ICTによる新たな産業・市場を創出すること	1	国内生産額に占めるICT産業の割合	全産業中最大規模(平成25年度情報通信白書)	25年度	全産業中最大規模を維持	27年度	全産業中最大規模を維持	全産業中最大規模を維持	国内生産額に占めるICT産業の割合は、ICTによる新たな産業・市場の創出をはかる指標となるため設定。 【参考】「ICTの経済分析に関する調査」82.7兆円/918.6兆円 9.0%
	2	分野を超えたデータの流通・連携・利活用を効果的にするためのオープンデータ基盤の実現に向けた取組状況	・公共データについて「各府省ホームページにおける利用ルールの見直し」の検討を実施。 ・公共データの利用ルール等を解説した「オープンデータ化ガイド」の作成に向けた検討を実施。 ・7本の実証実験を実施し、情報流通連携基盤共通API等の適用性の検証及び仕様の精査を実施。 ・オープンデータ化されたデータを活用したアプリケーションの開発を一般公募により実施し、優秀なものを表彰。	25年度	・公共データの自由な二次利用(編集・加工等)を認める利用ルールの見直しに関して検討の実施。 ・「オープンデータ化ガイド」の策定に向けて検討を実施し、「二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方(ガイドライン)」の改訂に貢献。 ・実証実験を通じて、情報流通連携基盤共通APIの改訂を実施。 ・オープンデータ化されたデータ等を活用したアイデアソン・ハッカソン※等によりオープンデータ化のメリットの可視化、普及・啓発を実施。 ※グループにおいてアイデア出し、ソフト開発等を行うイベント	26年度	・公共データの自由な二次利用(編集・加工等)を認める利用ルールの見直しに関して検討の実施。 ・「オープンデータ化ガイド」の策定に向けて検討を実施し、「二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方(ガイドライン)」の改訂に貢献。 ・実証実験を通じて、情報流通連携基盤共通APIの改訂を実施。 ・オープンデータ化されたデータ等を活用したアプリケーションの開発や、アイデアソン、ハッカソン等によるオープンデータ化のメリットの可視化、普及・啓発を実施。	分野を超えたデータの流通・連携・利活用を効果的にするためのオープンデータ基盤の実現は、ICTによる新たな産業・市場を創出することにつながるため指標として設定。	
	3	4K・8K等の次世代放送・通信サービスの早期実現	・4K・8K等のサービス実用化・普及に向けて、放送事業者、メーカー等が取り組む、具体的なロードマップを策定・公表。 ・4K・8K等のサービス実用化のための、圧縮符号化技術をはじめとする技術の検証、伝送・制作環境の整備等。	25年度	・2014年(H26年)に、衛星放送等において4Kの試験的放送の開始。 ・2016年(H28年)に、衛星放送等において4Kの本放送、8Kの試験的放送の開始。	28年度	4Kの試験的放送を実施し、技術検証等を実施。 4Kの本放送、8Kの試験的な放送に向けた技術検証等を実施。	世界最先端の標準化技術を使用し、実証等を行うことで、我が国が次世代放送・通信サービスを世界に先駆けて実現し、新たな市場の創出を図るため、4K及びスマートテレビに対応した放送については2014年から、8Kについては2016年から、衛星放送等における試験的な放送の開始を目指すことを指標として設定。	
	4	日本コンテンツの海外における効果的な放送に向けた取組の実施	地上波放送等の効果的なメディアでの継続的な放送の実現に向けた検討	25年度	実証実験を行うことにより、海外(特にアジア諸国)の地上波放送等の効果的なメディアでの継続的な放送を実施。	26年度	海外(特にアジア諸国)の地上波等の効果的なメディアでの継続的な放送を実施。	海外における効果的な放送を実現するための諸施策を実施することにより、我が国のコンテンツ海外展開が促進されることが期待されるため、指標として設定。	

5	自治体業務の連携に必要な業務プロセス改革等のモデルを策定、公表	自治体業務の連携に必要な業務プロセス改革等のモデルを策定	25年度	自治体業務の連携に必要な業務プロセス改革等のモデルを完成、公表	26年度	自治体業務の連携に必要な業務プロセス改革等のモデルを完成、公表		自治体における効果的・効率的なバックオフィス連携を実現するため、自治体業務の連携に必要な業務プロセス改革等のモデルの策定、公表を目標として設定。
6	全省庁統一参加資格審査のためのシステム及び、電気通信行政情報システムの稼働率 ※稼働率=(サービス提供時間-障害停止時間)/サービス提供時間	いずれも99.5%以上	25年度	いずれも99.5%以上	27年度	いずれも99.5%以上	いずれも99.5%以上	全省庁統一資格審査及び調達情報の提供を円滑に行うため、当該事務処理を行うシステムが安定的に稼働する必要があるため、指標として設定。 システムの運用上設定している目標稼働率99.5%を目標値として設定。
7	ICTスマートタウンの普及展開に向けた取組状況	(1)「ICT街づくり推進会議」を開催し、ICTスマートタウンの普及展開方策について検討。 (2)ICTスマートタウンの普及展開のための成功モデルや「ICT街づくりプラットフォーム」(※)構築に向けた地域実証プロジェクトを実施。 ※これまでの地域実証プロジェクトで得られた成果を、他の地域において、それぞれのニーズに応じて安価かつ容易に再利用することを可能とする仕組み	25年度	これまで実施した地域実証プロジェクトの成果を踏まえたICTスマートタウンの普及展開のための成功モデルや「ICT街づくりプラットフォーム」の構築。	27年度	「ICT街づくり推進会議」における検討を踏まえ、 ・これまで実施した地域実証プロジェクトの成果に関する分析を行い、技術仕様等を策定・公開。 ・ICTスマートタウンの普及展開のための成功モデルや「ICT街づくりプラットフォーム」構築に向けた地域実証プロジェクトを実施。	これまで実施した地域実証プロジェクトの成果を踏まえたICTスマートタウンの普及展開のための成功モデルや「ICT街づくりプラットフォーム」の構築。	「ICT街づくり推進会議(第7回)」(平成26年6月3日)において示された「ICT街づくりの普及展開に向けたロードマップ」に基づき、目標を設定。 (ICTスマートタウンの普及展開のための成功モデルや「ICT街づくりプラットフォーム」構築に向けた地域実証プロジェクトの実施数: 累計28件)
8	対象の放送番組(※)の放送時間に占める (1)字幕放送時間の割合 (2)解説放送時間の割合 ※7時から24時までの間に放送される番組のうち、 (1)字幕放送については、技術的に字幕を付すことができない放送番組等を除く全ての放送番組 (2)解説放送については、権利処理上の理由等により解説を付すことができない放送番組を除く全ての放送番組	(1)77% (2)1%	20年度	(1)100% (2)10%	29年度			「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」において、字幕放送及び解説放送の普及目標(目標期間:平成20年度から平成29年度まで)として定められていることから、指標として設定(左記の目標値は、NHK(総合)及び在京キー5局等の場合)。
9	医療・介護・健康分野におけるICTの利活用を促進するためのICTシステムに関する技術仕様等の策定、モデルの確立	実証実験を行うことにより、医療情報連携基盤の有効性の検証及び課題の整理等を実施	24年度	医療・介護・健康分野における情報連携基盤等のICTシステムに関する技術仕様等の策定、モデルの確立	28年度	在宅医療・介護分野における情報連携基盤等のICTシステムに関する更なる検証、技術仕様等の策定・公表。 また、医療・介護・健康分野における情報連携基盤等のICTシステムに関する技術仕様等の策定に向けた課題の整理。	医療・介護・健康分野における情報連携基盤等のICTシステムに関する技術仕様案等の検討・作成。	「世界最先端IT 国家創造宣言 工程表(平成25年6月14日IT本部決定)」においては、「確立した仕様の普及や運用ルールの普及等を通じて、2018年度までに医療情報連携ネットワークの全国的な展開を行う」、「地域包括ケアに関わる多様な主体の情報共有・連携の仕組みを確立し、成果の推進・普及を行う」、「国民の健康増進・健康管理に有効な方策を確立し、成果の全国的な展開を図る」等とされている。 医療・介護・健康分野における情報連携基盤等のICTシステムを普及・展開することにより、医療の質の向上、医療費の適正化及び健康寿命の延伸等、超高齢社会における課題の解決が図られるため、指標として設定。

ICT活用により社会課題の解決を推進すること

10	教育分野におけるクラウド導入を促進するための導入手法の確立と普及	クラウド等の最新の情報通信技術を教育現場で活用するにあたり、導入手法を検討するための調査研究を実施。	25年度 クラウド等の最先端の情報通信技術を活用した教育ICTシステムに関する実証成果を踏まえて、教育分野におけるクラウド導入・活用を促進するための手引書を策定・公表。実証を終った教育ICTシステムは、普及モデルとして技術仕様を策定・公表。	28年度	クラウド等の最先端の情報通信技術を活用した教育ICTシステムに関する実証成果を踏まえて、教育分野におけるクラウド導入・活用を促進するための手引書を策定・公表。	クラウド等の最先端の情報通信技術を活用した教育ICTシステムに関する実証成果を踏まえて、教育分野におけるクラウド導入・活用を促進するための手引書を見直し・公表。	教育分野におけるICTの活用は、児童生徒の学習・授業参加意欲等の向上につながるものであることから、普及展開を図るため、文部科学省と連携して、クラウド等の最先端の情報通信技術を活用した、多種多様な端末に対応した低コストの教育ICTシステムの実証を行う。その成果を踏まえ、教育ICTシステムの普及モデルとして技術仕様を策定するとともに、教育分野におけるクラウド導入を促進するための手引書を策定することから、指標として設定。
11	(1)ICTによる地球温暖化対策に関するITU-T(電気通信標準化部門)の今期研究会期(25年度～28年度)標準化活動における勧告等 (2)ITU-Tの今期研究会期(25年度～28年度)標準化活動における我が国側からの寄書提案数 ※基準(値)は25年度の件数、目標(値)は25年度～28年度の合計件数	(1)ITU-Tに寄書提案を行うとともに、会合等において我が国の考え方を主張し、各国との調整等を行うことで、我が国の意見が勧告案に反映 (2)7件	25年度 (1)勧告化に向けた標準化活動を実施 (2)25件以上	28年度	(1)勧告化に向けた標準化活動を実施 (2)-	(1)勧告化に向けた標準化活動を実施 (2)-	国内におけるICT活用による環境負荷軽減に向けた先進的な取組事例等の成果から得られたベストプラクティスやICT活用による環境影響評価手法等について国際標準化を図ることで、ICT活用による環境負荷軽減の取組を促進するとともに、本分野での国際競争力強化を図るため、ITU-Tの活動に積極的に関与・貢献する必要があることから、指標として設定。
12	(1)テレワーク導入企業数 (2)全労働者数に占める週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数の割合	(1)精査中 (2)4.5%	24年度 (1)24年度比で3倍 (2)10%以上	32年度	-	-	「世界最先端IT国家創造宣言」(平成25年6月14日)に雇用形態の多様化とワーク・ライフ・バランス(「仕事と生活の調和」)の実現への取組としてテレワークの普及・促進等が明記されており、同工程表において2020年にはテレワーク導入企業を2012年度比で3倍、週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数を全労働者数の10%以上にすることが目標とされていることから、指標として設定。 (上記を踏まえ、平成26年度からは、多様で柔軟な働き方が可能となる新たなテレワークモデルを確立するための実証等を実施。)
13	我が国が直面する経済・社会の様々な課題に対するICTの果たすべき役割についての総合的な観点からの調査分析の実施	情報通信政策の立案・遂行のための調査分析を実施・公表(ICTの経済分析に関する調査、ビッグデータの情報流通に関する調査等)	25年度 適時適切な情報通信政策の立案・遂行のための調査分析の継続的実施・公表	27年度	適時適切な情報通信政策の立案・遂行のための調査分析の継続的実施・公表	適時適切な情報通信政策の立案・遂行のための調査分析の継続的実施・公表	市場実態の変化や国際競争力の動向を把握し、経済・社会の課題解決に果たすICTの役割を総合的に分析することは、情報通信政策の立案・遂行の基礎資料となる。また、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法第14条(統計等の作成及び公表)において、政府が高度情報通信ネットワーク社会の形成に資する資料を作成し、公表しなければならないとされていることから、指標として設定。
14	高齢者のICTリテラシー向上に資する講習会の普及展開にむけたガイドライン(手引書)等を公表	「ICT超高齢社会構想会議」を開催し、コミュニケーションツールとしてのICTの有効性、ICTリテラシー向上に係る取組等を検討。	25年度 高齢者がICTの恩恵を享受できるようにするため、公民館等でタブレットPC等を使った講習会の実証を行い、成果をガイドライン(手引書)等に取りまとめ、公表	26年度	高齢者がICTの恩恵を享受できるようにするため、公民館等でタブレットPC等を使った講習会の実証を行い、成果をガイドライン(手引書)等に取りまとめ、公表	-	「創造的IT人材育成方針」(平成25年12月IT総合戦略本部決定)において、高齢者のITリテラシーを向上させることで、社会参加の促進や豊かな生活の実現が期待されると指摘されているほか、「ICT超高齢社会構想会議報告書」(平成25年5月公表)において、今後の具体的なプロジェクトとして、高齢者が地域でICTの使い方をともに学ぶためのカリキュラム整備等の必要性が示されていることから、指標として設定

ICT利活用のための基盤を整備すること	15	障害者・高齢者向けのICTサービスの充実	障害者・高齢者向けのICTサービスの提供や開発等を行う者に対して助成等を実施	25年度	・引き続き助成を実施し、民間企業等の積極的な取組を支援することで、障害者・高齢者向けのICTサービスの充実を推進 ・情報アクセシビリティに配慮した電子書籍の規格標準化等の推進、ガイドラインの策定・拡充	27年度	・民間企業等の積極的な取組を着実に支援 ・情報アクセシビリティに配慮した電子書籍の規格標準化等の推進、ガイドラインの策定	・民間企業等の積極的な取組を着実に支援 ・情報アクセシビリティに配慮した電子書籍の規格標準化等の推進、ガイドラインの策定・拡充	・障害者基本計画(平成25年9月閣議決定)において、国が取り組むべき施策分野として「情報アクセシビリティ」が掲げられ、電子書籍等ICTを活用したサービスの充実、障害者や高齢者の自立・社会参加を支援するとともに、デジタル・ディバッドの解消に寄与するため、指標として設定。
	16	ビッグデータを活用した路面管理及び農業の高度化の実現に向けた取組状況	「ICT生活資源対策会議」を開催し、ビッグデータを活用した路面管理及び農業の高度化の実現等について検討。	25年度	「ICT生活資源対策会議」の検討を踏まえ、 ・農業の生産性向上のため、篤農家の暗黙知や栽培に関するデータの蓄積・分析を実施。 ・消費者のニーズに対応した農作物の生産や付加価値の向上のため、生産から消費までの情報連携を実施。 ・舗装路面の計画的な維持管理のため、劣化・損傷状況を継続的かつ簡易的・低コストで把握する技術の確立。	26年度	「ICT生活資源対策会議」の検討を踏まえ、 ・農業の生産性向上のため、篤農家の暗黙知や栽培に関するデータの蓄積・分析を実施。 ・消費者のニーズに対応した農作物の生産や付加価値の向上のため、生産から消費までの情報連携を実施。 ・舗装路面の計画的な維持管理のため、劣化・損傷状況を継続的かつ簡易的・低コストで把握する技術の確立。		ビッグデータを活用した路面管理及び農業の高度化を実現することはICT利活用により社会課題の解決を推進することにつながるため指標として設定。
ICT利活用のための基盤を整備すること	17	G空間情報(地理空間情報)を円滑に組み合わせて活用できるプラットフォームの構築のための取組状況	「G空間×ICT推進会議」を開催し、G空間情報を円滑に組み合わせて活用できるプラットフォームの構築、G空間情報の活用による新サービスの創出、防災・地域活性化等について検討。	25年度	「G空間×ICT推進会議」の検討を踏まえ、 ・G空間情報を取り扱うためのG空間プラットフォームの実現に必要な機能を抽出・整理した上で、機能の開発を行い、G空間プラットフォームシステムとして実装。 ・構築したG空間プラットフォームシステムを活用したG空間情報利活用サービスの実証を実施。	27年度	「G空間×ICT推進会議」の検討を踏まえ、 ・G空間情報を取り扱うためのG空間プラットフォームの実現に必要な機能を抽出・整理した上で、機能の開発を行い、G空間プラットフォームシステムとして実装。 ・構築したG空間プラットフォームシステムを活用したG空間情報利活用サービスの実証を実施。	・実証結果等を踏まえ、G空間プラットフォームの高度化を実施。 ・構築したG空間プラットフォームシステムを活用したG空間情報利活用サービスの実証を実施。	G空間情報(地理空間情報)を円滑に組み合わせて活用できるプラットフォームの構築はICT利活用のための基盤を整備することにつながるため指標として設定。
	18	産学連携による実践的ICT人材育成に有用な方策等の確立と普及	産学連携による実践的ICT人材育成に有用な人材の育成方策、有効性等について調査研究等を実施	25年度	実践的ICT人材を効果的、継続的に育成するための仕組みを検討、検証の上、モデル化し、公表	26年度	実践的ICT人材を効果的、継続的に育成するための仕組みを検討、検証の上、モデル化し、公表		産学連携による実践的ICT人材の育成を促進するため、求めらるる人材の育成に有用な方策を探るとともに、その有効性やインセンティブ等につながる仕組みの策定を指標として設定。
	19	(1)電子署名及び認証業務に係る技術的課題の分析 (2)電子署名に関する技術の最新情報を周知するセミナーの開催	(1)RSA暗号の脆弱性及び認定認証事業者が生成する鍵対の安全性評価に係る調査を実施 (2)電子署名の普及啓発のために最新情報を周知するセミナーを開催	25年度	(1)電子署名及び認証業務に係る技術調査の適切な実施 (2)電子署名の普及啓発のために最新情報を周知するセミナーを開催	27年度	(1)適時適切な電子署名及び認証業務に係る技術調査の実施 (2)電子署名の普及啓発のために最新情報を周知するセミナーを開催	(1)適時適切な電子署名及び認証業務に係る技術調査の実施 (2)電子署名の普及啓発のために最新情報を周知するセミナーを開催	認定制度の円滑な実施を図るため、電子署名及び認証業務に関する法律第33条及び第34条に基づき、電子署名及び認証業務に係る技術の評価に関する調査及び最新の技術動向を含めた情報について普及啓発活動の適切な実施を指標として設定。
	20	スマートフォン上の個々のアプリにおける利用者情報の取扱いについてアプリ開発者以外の第三者が検証する仕組みの構築に向けた取組状況	(新規施策)	25年度	個々のアプリについて、利用者情報の適切な取扱いが行われているかどうかをアプリ開発者以外の第三者が検証する仕組みについて、その実施手法である「申請型」と「クローリング型」に関し、技術面、制度面及び運用面から検討を行い、第三者検証の実運用に向けた環境を整備する。	28年度	・第三者検証主体が、アプリ開発者から検証対象となるアプリを募る「申請型」について実証を行い、当該検証においてルール化すべき評価基準や検証結果の表示等について検討	・第三者検証主体がアプリマーケット等からアプリを自動的に抽出し、解析を行う「クローリング型」について実証を行い、当該検証においてルール化すべき評価基準や検証結果の表示等について検討	個々のアプリケーション等について、利用者情報の適切な取扱いが行われているかどうかを運用面、制度面及び技術面から第三者が検証する仕組みを整備することは、スマートフォンプライバシーの保護等に配慮したスマートフォンの安全・安心な利用環境を実現することにつながるため指標として設定。

21	我が国のインシデントレスポンス能力の向上のための取組状況	(新規施策)	25年度	標的型攻撃等の巧妙化・複雑化するサイバー攻撃に対する我が国のインシデントレスポンス能力の向上に向けた以下の取組を推進。 ・標的型攻撃の解析手法の確立 ・解析結果を踏まえた防御モデルの確立 ・インシデントレスポンス向上のための実践的な防御演習の実施	27年度	我が国のインシデントレスポンス能力の向上に向けた以下の取組を推進。 ・標的型攻撃の解析環境の構築 ・解析結果を踏まえた防御モデルの検討 ・インシデントレスポンス向上のための実践的な防御演習の実施	引き続き我が国のインシデントレスポンス能力の向上に向けた以下の取組を推進。 ・標的型攻撃の解析環境の高度化 ・解析結果を踏まえた防御モデルの検討 ・インシデントレスポンス向上のための実践的な防御演習の実施	サイバー攻撃の解析、防御モデルの検討及び実践的なサイバー防御演習の実施は、我が国におけるインシデントレスポンス能力の向上につながるため指標として設定。
					-	-		

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) (※2)			関連する指標	達成手段の概要等	平成26年行政事業レビュー事業番号
		24年度	25年度	26年度			
(1)	地域情報化の推進方策に関する調査研究(本省) (平成20年度)			134百万円	1	〇〇〇	0067
(2)	情報読解・活用能力等(メディアリテラシー)向上のための取組の推進 (平成18年度)			-	1, 14		0068
(3)	高度ICT利活用人材育成プログラム開発事業 (平成23年度)			-	1		0069
(4)	遠隔地間における実践的ICT人材育成推進事業 (平成24年度)			73百万円	1, 19		0070
(5)	通信・放送分野における情報バリアフリー促進支援事業 (平成13年度)			107百万円	1, 15		0071
(6)	字幕番組・解説番組等の制作促進 (平成9年度)			400百万円	1, 8		0072
(7)	スマートテレビ等の標準化に関する実証実験 (平成24年度)			-	1		0073
(8)	コンテンツ海外展開促進事業 (平成24年度)			-	1, 4		0074
(9)	クラウド時代に対応したコンテンツ流通環境整備推進事業 (平成25年度)			-	1		0075
(10)	全省庁的統一資格審査実施経費 (平成24年度)			138百万円	1, 6		0076
(11)	電気通信行政情報システムの維持運用 (昭和49年度)			356百万円	1, 6		0077

(12)	国民本位の電子行政実現のためのバックオフィス連携推進事業 (平成24年度)			-	1, 5		0078
(13)	放送・通信分野等における電子証明書の活用に関する調査研究 (平成25年度)			-	1		0079
(14)	フューチャースクール推進事業 (平成22年度)			-	1		0080
(15)	グリーンICT推進事業 (平成23年度)			39百万円	1, 11		0081
(16)	医療情報連携基盤高度活用事業 (平成25年度)			-	1, 9		0082
(17)	中小・ベンチャー企業向け先進的クラウドサービス創出支援事業 (平成23年度)			-	-		0083
(18)	テレワーク全国展開プロジェクト (平成24年度)			-	1, 12		0084
(19)	教育分野における最先端ICT利活用に関する調査研究 (平成25年度)			-	1		0085
(20)	情報通信政策のための総合的な調査研究 (昭和60年度)			128百万円	1, 13		0086
(21)	情報流通連携基盤構築事業 (平成24年度)			288百万円	1, 2		0087
(22)	情報流通連携による防災減災・地域活性化推進事業 (平成24年度)			-	1		0088
(23)	スマートプラチナ社会構築事業 (平成25年度)			170百万円	1, 9, 12, 14		0089
(24)	情報セキュリティの高度化に関する調査研究 (平成16年度)			57百万円	1, 15, 19		0090
(25)	ICTを活用した新たな街づくり実現のための実証 (平成24年度)			-	1, 5, 7		0091
(26)	ビッグデータ・オープンデータの活用の促進 (平成25年度)			-	1, 16		0092
(27)	災害に強いG空間シニアの構築等新成長領域開拓のための実証事業 (平成25年度)			-	1		0093

(28)	我が国のICT産業の国際競争力強化に向けたグローバル展開の推進 (平成25年度)			-	1		0094
(29)	放送コンテンツ海外展開強化促進モデル事業 (平成25年度)			-	1, 4		0095
(30)	地域ICT強靱化事業 (平成25年度)			-	1		0096
(31)	4K・8Kを活用した放送・通信分野の新事業支援 (平成25年度)			-	3		0097
(32)	地域公共ネットワーク等強じん化事業 (平成24年度)			-	-		0098
(33)	スマートグリッドの通信ネットワーク技術高度化実証事業 (平成24年度)			-	-		0099
(34)	防災情報通信基盤整備事業 (平成24年度)			-	-		0100
(35)	次世代衛星放送テストベッド事業 (平成24年度)			-	-		0101
(36)	地域情報化の推進方策に関する調査研究(地方) (平成18年度)			46百万円	1		0102
(37)	被災地域情報化推進事業 (平成23年度)			-	1		0103
(38)	先導的教育システム実証事業 (平成26年度)			550百万円	10		新26-0012
(39)	サイバー攻撃複合防御モデル・実践演習 (平成26年度)			450百万円	1, 21		新26-0013
(40)	G空間プラットフォーム構築事業(G空間プラットフォームの構築に係る実証) (平成26年度)			800百万円	1, 17		新26-0014
(41)	G空間プラットフォーム構築事業(自治体・公益事業者連携による地図データ整備の効率化実証) (平成26年度)			250百万円	1, 17		新26-0015
(42)	パーソナルデータの適正な利活用を促進するための環境整備に係る実証実験 (平成26年度)			130百万円	1, 20		新26-0016

政策の予算額・執行額				政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
					日本再興戦略 -JAPAN is BACK-	2013年6月14日	第Ⅰ. 総論 第Ⅱ. 3つのアクションプラン
					世界最先端IT国家創造宣言	2013年6月14日	Ⅲ. 目指すべき社会・姿を実現するための取組 Ⅳ. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化 等

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

平成26年度主要な政策に係る政策評価の事前分析表

(総務省26-⑫)

政策 ^(※1) 名	政策12:放送分野における利用環境の整備			担当部局課室名	情報流通行政局 総務課 他5課室	作成責任者名	情報流通行政局 総務課長 奈良 俊哉	
政策の概要	メディアの多様化や、放送サービスの高度化等を踏まえ、多様な国民視聴者のニーズに応えるための放送政策に資する放送制度の在り方について検討・実施する。					分野【政策体系上の位置付け】	情報通信 (ICT政策)	
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	放送を取り巻く社会経済状況の変化や、メディアの多様化、技術の進展に伴う放送サービスの多様化に対応するために、放送制度の必要な見直しを検討・実施し、国民生活の利便性等の向上を図る。また、国として必要な国際放送の実施をNHKへ要請し、我が国の対外情報発信力を強化することにより、日本のプレゼンス、国際世論形成力を向上させる。				政策評価実施予定時期	平成27年8月		
施策目標	測定指標	基準(値)		目標(値)		測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠		
			基準年度		目標年度			
放送を取り巻く社会経済状況等を踏まえ、多様な国民視聴者のニーズに応えるための放送制度の在り方について検討・実施し、国民生活の利便性等の向上を図ること	1 放送制度の在り方についての検討	放送をめぐる社会経済情勢の変化等を踏まえ、経営基盤強化計画の認定に係る制度を創設し、認定放送持株会社の認定の要件を緩和するとともに、日本放送協会による国際放送の番組の国内提供やインターネット活用業務についても規制緩和を内容とした「放送法及び電波法の一部を改正する法律案」を国会に提出。		25年度	メディアの多様化や、技術の進展、社会経済情勢の変化等を踏まえ、放送制度に関し必要な見直しを検討する。	26年度	メディアの多様化や、放送サービスの高度化、放送を取り巻く社会経済状況の変化等に伴い、放送分野において整備すべき制度や更なる検討が必要な事項について、調査・分析等を行った結果を政策へ反映することにより、国民生活の利便性等の向上に寄与することから、指標として設定。	
総合通信局等に、臨時災害放送局用の送信機等を配備し、平時においては自治体等が行う送信点調査や運用訓練に活用し、災害時には自治体に対して貸し出すことにより、災害時における迅速な開設を図ること。	2 臨時災害放送局の開設の円滑化を図るための送信点調査や運用訓練の実施	大規模災害の発生時において自治体が迅速に臨時災害放送局を開設できるよう、平時からの送信点の調査や運用訓練の実施について検討。		25年度	送信点調査、運用訓練の実施	26年度	東日本大震災に際しては、被害情報、避難情報等の提供手段として各自治体が臨時災害放送局を開設し、被災者の生活安定等に大きく寄与したところであるが、大規模災害時において避難情報等一刻を争う情報などの迅速な提供のためには、平時において事態を想定した訓練や効率的な運用を可能とする送信設備の設置場所等の選定が重要であることから、調査及び訓練の実施について指標として設定。	
我が国の対外情報発信力を強化するため、テレビ国際放送の充実を図ること	3 テレビ国際放送の受信環境整備状況	放送法第65条第1項の規定による要請に基づき、受信環境の整備を推進する		25年度	受信環境の整備を一層推進する	26年度	NHKが平成21年2月から新たな外国人向けテレビ国際放送を開始し、我が国の対外情報発信力を強化したところであるが、海外視聴者を増やして外国人向けテレビ国際放送の充実を図るためには、その受信環境整備(現地の衛星放送やケーブルテレビにおけるチャンネルの確保等)を推進することが重要であることから、指標として設定。 【参考(平成25年度実績)】 受信可能世帯数:約1億9000万世帯	
達成手段(開始年度)		予算額(執行額) ^(※2)			関連する指標	達成手段の概要等		平成26年行政事業レビュー事業番号
		24年度	25年度	26年度				
(1)	放送政策に関する調査研究(平成19年度)			55百万円	1			0104
(2)	国際放送の実施(昭和26年度)			3,456百万円	3			0105
(3)	地域ICT強靱化事業(地方)(平成26年度)			13百万円	2			新26-0017
政策の予算額・執行額					政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
						—	—	—

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

平成26年度主要な政策に係る政策評価の事前分析表

(総務省26-⑬)

政策 ^(※1) 名	政策13: 情報通信技術利用環境の整備		担当部局課室名	総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課 他5課室 電波部 移動通信課 電波環境課	作成責任者名	総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課長 吉田 博史	
政策の概要	電気通信事業分野における公正競争ルールの整備等により、一層の競争促進及び利用者利益を確保することでICT利用者の利便性向上を促進するとともに、引き続きブロードバンドの整備促進により情報通信基盤の利用環境の確保を図る。 また、利用者からの苦情・相談、迷惑メール対策やインターネット上の児童ポルノ等の違法・有害情報対策の促進、ネットワークの安全・信頼性の向上等の推進により、安心・安全な利用環境の確保を図る。これらにより、世界最高水準の情報通信技術インフラ環境を実現する。				分野【政策体系上の位置付け】	情報通信 (ICT政策)	
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	ブロードバンド化、IP化の進展による市場環境の変化を踏まえ、電気通信市場の一層の競争促進を図ることによる料金の低廉化・サービスの多様化など利用者の利便性の向上の実現、ブロードバンド基盤の整備促進による誰もがICTの恩恵を享受できる環境の実現、利用者からの苦情・相談対応等への対応、ネットワークの安全・信頼性の向上等による安心・安全なインターネット環境等を実現し、世界最高水準の情報通信技術インフラ環境を実現する。				政策評価実施予定時期	平成27年8月	
施策目標	測定指標		基準(値)		目標(値)		測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
				基準年度		目標年度	
電気通信事業者間の公正な競争条件の確保等、競争政策を推進することにより、低廉かつ高速のブロードバンド環境を実現すること	1	OECD加盟国におけるブロードバンド料金(単位速度あたり料金)	1位(2012年9月時点。2013年7月公表)	25年度	1位を引き続き維持	26年度	公正な競争条件の確保等の競争政策の推進により、料金の低廉化・サービスの多様化が一層進展すると期待されることから、指標として設定。
	2	公正な競争促進に向けた取組状況	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年9月、「電気通信事業分野における競争状況の評価2012」を公表。 平成26年2月、NTT東西等における規制の遵守状況等を検証し、公表。 モバイル接続料の算定の更なる適性の向上に向けた検討会を開催し、同報告書を取りまとめ。当該報告書を踏まえガイドラインの改正を実施。移動系通信市場における競争状況の進展の分析に必要なMVNOの現状を把握するため、省令改正を実施。 	25年度	<ul style="list-style-type: none"> 電気通信事業分野における平成25(2013)年度の競争状況について、平成26年夏頃目途に評価を公表。 電気通信事業における料金政策等の調査研究を実施し、当該成果を審議会等の基礎資料等として活用するとともに、制度見直し等を検討。 電気通信事業の更なる競争促進に向けた制度見直し等の方向性について、情報通信審議会からの答申を踏まえ、平成26年中に結論を得る。 	26年度	電気通信市場の動向調査等の結果を踏まえ電気通信事業分野の競争状況の評価を行い、競争環境の変化に応じて制度改正を行うことは電気通信事業分野の公正な競争を促進することにつながるため指標として設定。
	3	訪日外国人にとっても使いやすいICT基盤環境の実現に向けた取組状況	<ul style="list-style-type: none"> 2013年6月公衆無線LANサービス提供者向けの無線LANのガイドラインを策定・公表。 公衆無線LANに関する諸外国の現状やICTに関する外国人旅行者のニーズ調査等を実施。 	25年度	<ul style="list-style-type: none"> 関係事業者等、団体等参画による無料公衆無線LAN環境整備促進に向けた推進体制を構築するとともに、先例事例の共有、エリアオーナーへの無料公衆無線LAN整備に係る働きかけを行う等、外国人旅行者の多様なニーズを踏まえた通信環境の改善に取り組む。 	26年度	2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催を見据え、外国人旅行者にとっても使いやすい通信環境を整備することは世界最高水準のインフラの実現につながることから、指標として設定
地域の特性を踏まえた高速のブロードバンド環境の整備・確保を図ること	4	超高速ブロードバンドサービスの世帯カバー率	99.4% (平成25年3月末時点。平成25年度値は8月頃公表予定)	25年度	概ね100%	26年度	国民誰もがICTの恩恵を享受できる環境を実現するにはインフラが整備され、利用されていることが前提となることから、インフラ整備及びその利用の進捗状況を測るため、超高速ブロードバンドサービスの世帯カバー率及び利用率を指標として設定。
	5	超高速ブロードバンドサービスの利用率	固定系：48.1% 移動系：20.3% (平成25年3月末時点。平成25年度値は8月頃公表予定)	25年度	固定系・移動系合わせて年10%程度増加	26年度	

電気通信サービスの安心・安全な利用環境を実現すること	6	特定電子メール法に基づく迷惑メール対策への取組状況	特定電子メール法に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施。	25年度	特定電子メール法に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施。	26年度	特定電子メール法に基づく迷惑メールについて収集・分析を行うとともに、同法に基づき事業者への指導等を行うことは、電子メールの送受信上の支障を防止し、電子メールの利用についての良好な環境の整備に資するため、指標として設定。 【参考（平成25年度値）】 行政指導（警告メール） 約4,000通 報告徴収 約30件 行政処分（措置命令） 7件
	7	電気通信サービスを安心・安全に利用する環境を実現するための取組状況	・電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容等から課題を抽出・分析し、政策の見直し等を実施。 ・特に、スマートフォン等の利用に関する課題について研究会で検討し、提言として「スマートフォン安心安全強化戦略」を平成25年9月に公表。 ・本提言を踏まえ、平成26年2月、新たに研究会を立上げ、ICTの安心・安全な利用環境を整備するための検討を開始。	25年度	電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容等から電気通信サービス利用に係る課題を抽出・分析し、電気通信サービスにおける消費者利益確保のための政策の見直し等を実施	26年度	電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容等から電気通信サービス利用に係る課題を抽出・分析し、電気通信サービスにおける消費者利益確保のための政策の見直しや検討を行い、その結果として様々な取組を行うことは、電気通信サービスを安心・安全に利用する環境整備の実現につながるため指標として設定。 【参考（平成24年度の相談件数）】 6,811件（平成25年度値は8月～9月公表予定）
通信機器の技術基準の適合性を確保すること等により、電気通信事業分野の安全・信頼性の向上を実現すること	8	電気通信ネットワークの安全・信頼性向上のための制度見直し等の実施	「多様化・複雑化する電気通信事故の防止の在り方に関する検討会」を開催し、事故防止の在り方等について、平成25年10月にとりまとめ。	25年度	電気通信事業法の改正等を実施	26年度	事業者の自主的な取組による対策を基本としつつ、その取組を適切に確保する制度的枠組みを整備することが必要であることから、制度見直し等の実施を指標として設定。
	9	市場調査を行う特定無線設備等の台数	50台	25年度	50台	26年度	「基準認証制度の適正・健全な運用の確保」に向けた行政活動実績を示すため、市場調査を行う特定無線設備等の台数、MRA国際研修会（我が国で開催される通信機器等の相互承認協定に関する研修会）の参加者数を指標として設定。
	10	MRA国際研修会の参加者数	80人	25年度	80人	26年度	
安全な道路交通社会の実現に資するITインフラ環境実現に必要な情報通信技術を実現すること	11	安全運転支援のための通信の信頼性、相互接続、セキュリティ機能を確保・考慮した通信プロトコルの策定	安全運転支援のための車車間通信について、電波の周波数・出力等の技術基準は策定したが、上のレイヤーの通信プロトコルである通信セキュリティ等については未検証	25年度	安全運転支援のための車車間通信に係る通信セキュリティを検証。	26年度	安全運転支援のための車車間通信等の相互接続、セキュリティ機能を確保・考慮した通信プロトコルの策定を指標として設定。
達成手段（開始年度）		予算額（執行額）（※2）			関連する指標	達成手段の概要等	平成26年行政事業レビュー事業番号
		24年度	25年度	26年度			
(1)	電気通信事業分野における事業環境の整備のための調査研究（昭和62年度）			145百万円	1, 2, 3		0106
(2)	災害時の確実な情報伝達を実現するための技術に関する研究開発（平成24年度）			-	-		0107
(3)	電気通信事業分野における消費者利益確保のための事務経費（平成6年度）			404百万円	6, 7		0108
(4)	児童ポルノサイトのブロッキングに関する実証実験（平成23年度）			-	-		0109
(5)	電気通信事業分野における安全・信頼性確保のための事務経費（平成12年度）			69百万円	8, 9, 10		0110
(6)	情報通信利用環境整備推進事業（平成23年度）			510百万円	4, 5		0111

(7)	離島海底光ファイバ等整備事業 (平成25年度)			—	4, 5		0112
(8)	周波数オークションの企画及び実施関係経費 (平成25年度)			—	—		0113
(9)	電気通信消費者権利の保障等推進経費(地方) (平成〇年度)			8百万円	6, 7		0114
(10)	情報通信基盤災害復旧事業費補助金 (平成24年度)			—	—		00115
(11)	次世代ITSの確立に向けた通信技術の実証 (平成26年度)			210百万円	11		新26-0018

政策の予算額・執行額		施策方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)	
				日本再興戦略	世界最先端IT国家 創造宣言
		政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	平成25年6月14日	<p>一. 日本産業再興プラン</p> <p>4. 世界最高水準のIT社会の実現</p> <p>④ 世界最高レベルの通信インフラの整備</p> <p>○ 料金低廉化・サービス多様化のための競争政策の見直し</p> <p>・NGN(Next Generation Network)のオープン化やモバイル市場の競争促進を含めた情報通信分野における競争政策についての検証プロセスを本年夏から開始し、今年度中に検討課題を洗い出す。この結果を踏まえ、電気通信事業法等の具体的な制度見直し等の方向性について、来年中に結論を得る。</p> <p>二. 戦略市場創造プラン</p> <p>テーマ3: 安全・便利で経済的な次世代インフラの構築</p> <p>(2) 個別の社会像と実現に向けた取組</p> <p>② ヒトやモノが安全・快適に移動することのできる社会</p> <p>II) 解決の方向性と戦略分野(市場・産業)及び当面の主要施策</p> <p>こうした事態を打開するため、車車間通信、路車間通信等を用いた安全運転支援装置・安全運転支援システム及び自動走行システム、渋滞予測システム、物流システムの構築によるヒト・モノの安全・快適な移動の実現を国家プロジェクトとして進める。そのために、推進体制を構築し、官民でロードマップを共有し、研究開発と実証、これを可能とする制度整備を集中的に進める。</p>	
				<p>III. 目指すべき社会・姿を実現するための取組</p> <p>2. 健康で安心して快適に生活できる、世界一安全で災害に強い社会</p> <p>国内外に発信し、2014年度から、社会実装を前提としたモデル地区での先導的な実証事業を公道上で実施するとともに、高度運転支援技術等の開発にも着手する。</p> <p>さらに、車の自律系システムと車と車、道路と車との情報交換等を組み合わせ、運転支援技術の高度化を図るとともに、実用化に向けた公道上での実証を実施し、2020年代中には、自動走行システムの試用を開始する。</p> <p>これらの取組などにより、2018年を目途に交通事故死者数を2,500人以下とし、2020年までには、世界で最も安全な道路交通社会を実現する(交通事故死者数が人口比で世界一少ない割合になることを目指す)とともに、交通渋滞を大幅に削減する。</p> <p>IV. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤強化</p> <p>通信ネットワークインフラについては、低廉かつ高速のブロードバンド環境が利用できるよう事業者間の公正な競争条件の確保等、競争政策を引き続き推進するとともに、離島などの不採算地域においても、地域特性を踏まえつつ、高速のブロードバンド環境の整備・確保を図る。また、ビッグデータ時代のトラヒック増に対応するためのITインフラ環境を確保する。</p>	

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

平成26年度主要な政策に係る政策評価の事前分析表

(総務省26-⑭)

政策 ^(※1) 名	政策14: 電波利用料財源による電波監視等の実施					担当部局課室名	総合通信基盤局 電波部 電波政策課 電波利用料企画室 他6課室	作成責任者名	総合通信基盤局 電波部 電波政策課 電波利用料企画室長 越後 和徳
政策の概要	電波利用共益事務は、電波法第103条の2第4項に規定されているが、その実施により、電波法全体の目的である「電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって公共の福祉を増進すること」に資するもの。 また、電波利用料の予算額については、3年毎の電波利用料の見直しの際、公開による研究会の開催や、パブリックコメントの募集など、電波利用共益事務として適切なものについてオープンなプロセスを経ているなど、効率性、有効性等について事前の検討を実施。							分野【政策体系上の位置付け】	情報通信（ICT政策）
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	電波監視等無線局全体の受益を直接の目的として行う事務（電波利用共益事務）の確実な実施を推進することにより、電波の適正な利用を確保する。							政策評価実施予定時期	平成26年8月
施策目標	測定指標	基準(値)		目標(値)		年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度	目標年度	26年度	27年度	28年度			
不法電波の監視、無線局監理事務の迅速化・効率化、電波の人体への影響調査、標準電波の発射、周知啓発等を通じ、良好な電波利用環境の整備・維持を図ること	1 重要無線通信妨害への措置率	100%	25年度	100%	28年度	100%	100%	100%	電波の適正利用及び電波利用環境維持に向け、国民生活や社会活動の安心・安全に大きく関わる航空・海上無線、消防無線、携帯電話など重要無線通信への妨害を防止することは電波監視業務において根幹であるため、重要無線通信妨害への措置率を指標として設定。
	2 総合無線局監理システムの稼働率(計画停止を除く。)	99%	25年度	無線局数の増加に影響されることなく99%以上確保	28年度	無線局数の増加に影響されることなく99%以上確保			無線局数が年々増加する中、無線局の免許申請処理、周波数管理等の電波監理事務の迅速かつ効率的な実施を支援する全国規模の業務処理システムである総合無線局監理システムの予期せぬシステム停止は、無線局監理に重大な影響を及ぼすため、システム稼働率を指標として設定。
	3 無線局免許申請等及び無線局再免許申請等における電子申請率	70%	25年度	73% (平成26年度から平成28年度の平均)	28年度	73%(3カ年平均)			また、国民のオンライン利用及びユーザビリティのさらなる向上を図ることを目的として、電子申請の申請率を併せて指標として設定。
	4 電波が人体等への影響に関する調査について、外部専門家による評価が、当初の見込みどおりかそれを上回る研究成果があったと判定された課題の割合	80%	25年度	80%	28年度	80%	80%	80%	研究の進捗及び目標達成度を客観的に評価・把握するため、外部専門家による評価を指標として設定。
	5 標準周波数の精度(周波数標準値に対する偏差)	1.0×10^{-12} (1兆分の1) 以内	25年度	1.0×10^{-12} (1兆分の1) 以内	28年度	1.0×10^{-12} (1兆分の1) 以内	1.0×10^{-12} (1兆分の1) 以内	1.0×10^{-12} (1兆分の1) 以内	良好な電波利用環境の整備・維持を図ることを目的として、平成11年郵政省告示第382号に規定されている標準周波数の精度を指標として設定。
	6 電波の能率的な利用や安全性に関する全国各地での説明会の開催回数	電波の安全性に関する説明会を各地方局で1回以上かつ全国で15回	25年度	電波の安全性に関する説明会を各地方局で1回以上かつ全国で15回以上開催	28年度	各地方局で1回以上かつ全国で15回以上	各地方局で1回以上かつ全国で15回以上	各地方局で1回以上かつ全国で15回以上	電波の公平かつ能率的な利用の確保や電波の安全性に関する国民のリテラシー向上を図るため、説明会の開催回数を指標として設定。
	7 電波の能率的な利用の確保等に関する周知啓発活動の実施件数	3,312件	25年度	周知啓発活動の実施件数を3,000件以上	28年度	3,000件以上	3,000件以上	3,000件以上	電波の公平かつ能率的な利用の確保を図る必要があることから、周知啓発活動の実施件数を指標とし、設定。

	8	安全な無線LANの利用及び設置に関する説明会等の実施回数	5回	25年度	5回以上	28年度	5回以上	5回以上	5回以上	無線LANの安全な利用及び設置に関する国民のリテラシーを高めることにより、電波の有効利用の促進を図るため、安全な無線LANの利用及び設置に関する説明会等の実施回数を指標として設定。	
	9	電波有効利用技術の研究開発等において、外部専門家による評価が、当初の見込みどおりかそれを上回る成果があったと判定された課題の割合	80%	25年度	80%	28年度	80%	80%	80%	電波有効利用技術の研究開発等において、研究開発等の進捗及び目標達成度を客観的に評価・把握するため、外部専門家による評価を指標として設定。	
	10	パーソナル無線の廃止局数 (特定周波数終了対策業務によるもの及び当該業務によらないものの合計)	1,363局	25年度	パーソナル無線の廃止	27年度	1,600局	1,600局		パーソナル無線の終了期限である平成27年11月30日に向けて、特定周波数終了対策業務の活用によるパーソナル無線の廃止を推進するため、廃止局数を指標として設定。	
	11	消防・救急無線のデジタル化を実施した市町村数(消防に関する事務を処理する地方公共団体を含む。)の割合	72.6%	25年度	100%	28年度	—	—	100%	消防・救急無線のデジタル化による周波数移行の期限が平成28年5月末であることを踏まえ、市町村が整備するアナログ方式の消防・救急無線及び市町村防災行政無線のデジタル化の進捗度を評価の指標として設定。	
	12	市町村防災行政無線のデジタル化を実施した市町村数の割合	44% (速報値：H26.3月末)	25年度	50%以上	28年度	—	—	50%以上		
電波有効利用技術の研究開発、周波数移行・再編の促進、条件不利地域等における電波の有効利用の促進等を通じ、電波の適正かつ能率的な利用を推進すること	13	携帯電話サービスエリア外地域に居住する人口(整備要望がない地域の人口を除く。)	3.4万人	25年度	1.7万人	28年度	—	—	1.7万人	「携帯電話の基地局整備の在り方に関する研究会」を開催し、携帯電話サービスエリア外地域に居住する人口(整備要望がない地域の人口を除く)を指標として設定。(平成26年度から平成28年度までの間に半減し、1.7万人まで解消する)	
	14	地上デジタル放送の難視対策世帯数	1.3万世帯	25年度	0世帯 (難視解消後の世帯数)	26年度	0世帯 (難視解消後の世帯数)				地上デジタル放送への移行に伴い、暫定衛星対策となった世帯については、地上系による恒久対策を暫定衛星対策が終了する平成26年度末までに行う必要があるため、難視対策世帯数を指標として設定。
	15	AM放送局(親局)に係る難聴対策としてのFM中継局整備率	0%	25年度	100%	30年度	5%	30%	60%	今後5年程度を目標として、AM放送等において生じている難聴(都市型難聴、地理的・地形的難聴、外国波混信による難聴)を解消するためのFM中継局の整備を進めていくこととしており、AM放送局(親局)に係る難聴対策としてのFM中継局の整備率を指標として設定。	
							—	—	—		

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) ※2			関連する 指標	達成手段の概要等	平成26年行政事業 レビュー事業番号
		24年度	25年度	26年度			
(1)	電波の監視等に必要経費 (平成5年度)			6,520百万円	1		0116
(2)	総合無線局監視システムの構築と運用 (平成5年度)			8,942百万円	2, 3		0117
(3)	電波の安全性に関する調査及び評価技術 (平成9年度)			771百万円	4		0118
(4)	電波再配分対策 (平成23年度)			15百万円	10		0119
(5)	無線システム普及支援事業(周波数有効利用促進事業) (平成25年度)			3,361百万円	11, 12		0120
(6)	無線システム普及支援事業(携帯電話等エリア整備事業) (平成17年度)			1,500百万円	13		0121
(7)	無線システム普及支援事業(地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援) (平成20年度)			29,799百万円	14		0122
(8)	電波遮へい対策事業(トンネル) (平成11年度)			1,950百万円	13		0123
(9)	周波数の使用等に関するリテラシーの向上 (平成21年度)			205百万円	6, 7, 8		0124
(10)	電波資源拡大のための研究開発等 (平成8年度)			10,680百万円	9		0125

(11)	標準電波による無線局への高精度周波数の提供 (平成9年度)		510百万円	5		0126	
(12)	無線システム普及支援事業(民放ラジオ難聴解消支援事業) (平成26年度)		1,180百万円	15		新26-0019	
政策の予算額・執行額				政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
					世界最先端IT国家 創造宣言	平成25年6月 14日	・ITインフラに関しては、2000年以降、我が国が推し進めてきた施策により、モバイル通信や光ファイバーなどにおいてブロードバンド環境が整備されている。今後、世界最高水準のブロードバンド環境を確保し、正確な位置情報、時刻情報等を伴う膨大なデータを利活用でき、かつIPv6にも対応した環境を、適正かつ安全に発展させていく必要がある。(P22)
					日本再興戦略	平成25年6月 14日	・圧倒的に速く、限りなく安く、多様なサービスを提供可能でオープンな通信インフラを有線・無線の両面で我が国に整備することで、そのインフラを利用するあらゆる産業の競争力強化を図る。(P44)

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

平成26年度主要な政策に係る政策評価の事前分析表

(総務省26-⑮)

政策 ^(※1) 名	政策15:ICT分野における国際戦略の推進		担当部局課室名	情報通信国際戦略局 国際政策課 他4課室	作成責任者名	情報通信国際戦略局 国際政策課長 巻口 英司	
政策の概要	政策の基本目標達成に向けて、二国間・多国間の政府間協議、国際機関への貢献により、ICT分野における国際的な課題解決、連携強化を図る。また、多様な手段を用いた我が国ICTに関する情報発信等を実施することにより、国際的な互恵関係の構築及び我が国ICT企業の海外展開支援を図る。					分野【政策体系上の位置付け】	情報通信 (ICT政策)
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	二国間・多国間等の枠組みによる国際的な課題を解決するための協調及び貢献、ICT分野における国際競争力強化に向けた海外展開支援の推進を通じて、グローバルな情報通信技術社会の発展に貢献する。				政策評価実施 予定時期	平成27年8月	
施策目標	測定指標		基準(値)		目標(値)		測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
				基準年度		目標年度	
二国間・多国間等の枠組みによる国際的な課題を解決するための協調及び貢献の推進により、グローバルな情報通信技術社会の発展に貢献すること	1	二国間での定期協議、政策協議、国際機関等における会議への参画及び意見交換の実施状況	10回	25年度	日・ASEAN情報通信大臣級会合などの国際会議への参画及び日仏ICT政策協議などの2国間での意見交換の実施(10回程度)	26年度	国際会議への参画及び意見交換における協議・交渉を通じて国際的な課題解決のための協調及び貢献が行われるため、指標として設定。
	2	ICT分野に関する協力強化について合意した途上国との案件数	10件	25年度	10件以上	26年度	ICT分野における諸外国との協力関係の構築により、国際的なデジタルデバイド解消等の課題解決につながるため、指標として設定。
ICT分野における国際競争力強化に向けた海外展開支援等の推進により、グローバルな情報通信技術社会の発展に貢献すること	3	海外におけるセミナー・シンポジウム等の開催、ミッション団派遣等の実施状況	4回 (セミナー等) 4回 (ミッション団)	25年度	4回程度 (セミナー等) 4回程度 (ミッション団)	26年度	海外におけるセミナー・シンポジウムの開催、ミッション団派遣等の実施は、我が国のICT分野における国際展開支援に資するため、指標として設定。
	4	ICT海外展開の推進の実施状況	政府の経協インフラ戦略会議の方針を踏まえ、ICT先進事業国際展開プロジェクトの推進	25年度	政府の経協インフラ戦略会議の方針を踏まえ、関係省庁と連携しつつ、モデルシステムの構築・運営を実施することにより、国際展開を推進	32年度	ICT海外展開の推進におけるモデルシステム構築・運営の実施は、ICT産業の国際競争力強化に資するため、指標として設定。 (目標は経協インフラ戦略会議において設定されたものに準拠している。)

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) (※2)			関連する 指標	達成手段の概要等	平成26年行政事業 レビュー事業番号		
		24年度	25年度	26年度					
(1)	国際会議への対応 (平成17年度)			182百万円	1, 2		127		
(2)	国際電気通信連合 (ITU) 分担金・拠出金 (平成24年度)			614百万円	1		128		
(3)	経済協力開発機構 (OECD) への拠出 (平成13年度)			36百万円	1		129		
(4)	アジア・太平洋電気通信共同体 (APT) 分担金・拠出金 (昭和54年度)			225百万円	1		130		
(5)	ICT発展に向けた日ASEAN共同調査・研究事業 (平成21年度)			29百万円	2		131		
(6)	ICT海外展開の推進 (平成21年度)			943百万円	3, 4		132		
(7)	国際情報収集・分析、戦略的な国際情報発信等の実施 (平成11年度)			119百万円	1, 4		133		
(8)	アジアユビキタシティ構想推進事業 (平成23年度)			-	4		134		
政策の予算額・執行額					政策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)	
						世界最先端IT国家 創造宣言	平成25年6月 14日		I. 基本理念 2 世界最高水準のIT活用社会の実現に向けて
						日本再興戦略	平成25年6月 14日		三. 国際展開戦略

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

平成26年度主要な政策に係る政策評価の事前分析表

(総務省26-⑩)

政策 ^(※1) 名	政策16: 郵政民営化の確実な推進				担当部局課室名	情報流通行政局 郵政行政部 企画課他 6 課室	作成責任者名	情報流通行政局 郵政行政部 企画課長 榎 泰文		
政策の概要	郵政民営化法等の一部を改正する等の法律に基づき、民営化の成果を国民が実感できる新たな事業の展開及び郵政三事業のユニバーサルサービスの確保を図るため、日本郵政グループ各社等に対する必要な監督を行う。信書便事業については、民間事業者による信書の送達に関する法律に基づき、民間信書便事業者に対する必要な監督を行うとともに、新規参入の促進及び信書便に関する利用者の認知度の向上を図るため、周知・広報活動を推進する。さらに、万国郵便連合 (UPU) への人的貢献や我が国提出の議案の採択に努めるほか、参加各国と意見・情報交換を行うなど国際郵便サービスにおける利用者利便の向上やサービスの多様化を図る。また、多国間・二国間で政策協議を行うと共に、新興国、途上国における郵便事業の近代化等に関する協力・支援を進める。						分野【政策体系上の位置付け】	郵政行政		
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	郵政民営化法等の一部を改正する等の法律に基づき、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的かつあまねく全国において公平に利用できることを確保し、利用者利便を図ると共に、国際分野においては、多国間・二国間協議・協調等を通じ、新たな制度環境整備への取組等、積極的な対応を推進することにより、利用者利便の向上及びグローバルな郵便業務の向上を図る。				政策評価実施予定時期	平成28年8月				
施策目標	測定指標		基準(値)		目標(値)		年度ごとの目標(値)		測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
			基準年度	目標年度	年度ごとの実績(値)					
					26年度	27年度				
郵政民営化法等の一部を改正する等の法律に基づき、日本郵政グループ各社等に対し必要な監督を行い、健全な業務運営、事業展開を確保することにより、利用者利便の向上を図ること	1	郵政民営化の着実な推進	郵政民営化法等の一部を改正する等の法律(平成24年4月27日法律第30号)成立	24年度	上場に向けた日本郵政グループの事業展開の促進	27年度	上場に向けた日本郵政グループの事業展開の促進	上場に向けた日本郵政グループの事業展開の促進	郵政民営化法等の一部を改正する等の法律に基づき、郵政民営化が多様で良質なサービスの提供を通じ国民の利便の向上に資することから、郵政民営化の着実な推進を指標として設定。また、郵政民営化の成果を国民が実感できるよう、上場に向けた日本郵政グループの事業展開の促進を目標として設定。	
			—	—	—	—				
	2	日本郵政グループの健全な業務運営等	約24,000局(郵便局数)	24年度	郵便局ネットワーク水準の維持	27年度	郵便局ネットワーク水準の維持	郵便局ネットワーク水準の維持		郵政事業の確実かつ適正な実施が確保されているかという観点から、健全な業務運営等を指標として設定。 ・郵便局数(国会附帯決議) ・郵便差出箱の本数(郵便法第70条、郵便法施行規則第30条) ・郵便物の配達(郵便法第70条、郵便法施行規則第30条) ・送達日数達成率(日本郵便株式会社 平成26事業年度 事業計画)
			約18万本(郵便差出箱の本数)	19年度	郵便サービス水準の維持	27年度	郵便サービス水準の維持	郵便サービス水準の維持		
月曜から土曜までの6日間において、1日に1回以上郵便物の配達を行う。(国民の祝日に関する法律に規定する休日及び1月2日を除く。)(郵便物の配達)			19年度	郵便サービス水準の維持	27年度	郵便サービス水準の維持	郵便サービス水準の維持			
〇〇.〇%(送達日数達成率)	25年度	97%以上	26年度	97%以上	※平成27年度の送達日数達成率の目標値は、日本郵便株式会社 平成27事業年度事業計画により発表される予定	—				

信書便事業分野において健全な競争環境が整備されることにより、新規参入が活発になり、同分野におけるサービスの多様化が図られ、利用者利便の向上を図ること	3	信書便事業への新規参入	30者	25年度	信書便事業者の参入数の増加	27年度	信書便事業者の参入数の増加 —	信書便事業者の参入数の増加 —	民間参入の状況が進展することにより、利用者の選択の機会の拡大が図られ、利用者利便の向上に資することから、信書便事業への新規参入及び市場の拡大を指標として設定。
	4	信書便事業市場の規模	約100億円	24年度	信書便事業市場の拡大	27年度	信書便事業市場の拡大 —	信書便事業市場の拡大 —	
各国との政策協議等の実施及び郵便業務の近代化に関する協議を推進することにより、グローバルレベルでの郵便業務の改善を図ること	5	二国間・多国間政策協議等への参画	4回	25年度	4回以上	27年度	4回以上 —	4回以上 —	環境変化に応じて郵便業務の制度改善を行うためには、政策協議を通じて定期的に各国の制度等に関する情報を収集する必要があることから、指標として設定。
	6	郵便業務の近代化に関する協力に向けた協議を行っている国数	1か国	25年度	1か国以上	27年度	1か国以上 —	1か国以上 —	
万国郵便連合（UPU）における災害・環境対策の強化及び条約の法的安定性の確保により、利用者利便の向上を図ること	7	UPU活動への人的貢献（職員の派遣数）	2名	25年度	2名以上	27年度	2名以上 —	2名以上 —	UPUにおいて我が国の施策を反映し、利用者利便の向上及びグローバルレベルでの郵便業務の改善を図る観点から、UPU事務局への派遣職員数及び重要議案における我が国方針の達成率を指標として設定。
	8	重要議案における我が国方針の達成率	95.57%	25年度	重要議案における我が国方針の達成率75%以上	27年度	重要議案における我が国方針の達成率75%以上 —	重要議案における我が国方針の達成率75%以上 —	
達成手段（開始年度）		予算額（執行額）（※2）			関連する指標	達成手段の概要等			平成26年行政事業レビュー事業番号
		24年度	25年度	26年度					
(1)	郵政行政における適正な監督（平成15年度）			71百万円	1～4				0135
(2)	郵政行政に係る国際政策の推進に必要な情報収集（平成15年度）			47百万円	5, 6				0136
(3)	国際機関への貢献（平成15年度）			270百万円	7, 8				0137
(4)	日本郵便インフラシステムの海外展開事業（平成25年度）			-	6				0138
(5)	地域における防災・減災への郵政行政の取組の推進（平成24年度）			-	1, 2				0139
政策の予算額・執行額					政策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分（抜粋）	
						第186回国会（常会）における総務大臣所信表明	（衆議院総務委員会）平成26年2月17日（参議院総務委員会）平成26年3月11日	郵便事業は、明治四年以来、地域に根ざし、ユニバーサルサービスを日本の隅々まで提供し、国民の安心を守ってまいりました。郵便事業のユニバーサルサービスを確保しつつ、四月から取扱いが始まる新たな学資保険など、郵政民営化の成果を国民の皆様が実感していただけるよう取り組んでまいります。また、日本型郵便インフラシステムの海外展開について、一月にミャンマーを訪問した際の成果を基に、取組を一層加速してまいります	

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）に基づく別紙1の様式における施策に該当。

※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

平成26年度主要な政策に係る政策評価の事前分析表

(総務省26-⑰)

政策 ^(※1) 名	政策17:一般戦災死没者追悼等の事業の推進					担当部局課室名	大臣官房総務課管理室			作成責任者名	大臣官房総務課管理室長 加瀬徳幸	
政策の概要	一般戦災死没者に対して追悼の意を表す事務等を実施すること									分野【政策体系上の位置付け】	国民生活と安心・安全	
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	先の大戦における一般戦災死没者の追悼に資するため、一般戦災死没者の追悼について国民の理解を深めるとともに、旧独立行政法人平和祈念事業特別基金から承継した兵士、戦後強制抑留者及び引揚者の方々の労苦に関する貴重な所蔵資料を後の世代に確実に引き継いでいくこと及びこれに併せて所蔵資料を展示し、当該労苦について国民の理解を深める機会を提供すること等を推進する。									政策評価実施予定時期	平成29年8月	
施策目標	測定指標		基準(値)		目標(値)		年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠		
							年度ごとの実績(値)					
							26年度	27年度	28年度			
一般戦災死没者の追悼に資するため、一般戦災死没者の追悼に関する国民の理解を深めること	1	戦災に関する展示会の来場者数	1,222名	20~25年度実績から推計	1,200名	26年度	1,200名			戦災に関する展示会への来場は、一般戦災死没者の追悼に関する国民の理解を深めることにつながることから、指標として設定(平成20~25年度の傾向から推計した26年度の入場者数を基準として目標値を設定)。 ※24年度は、前年度比約2.5倍と大幅に上回る実績を示したため、推計から除外。 ※戦災に関する展示会は、平成26年度をもって戦災遺族会のある戦災都市を一巡し、一定の成果を挙げることとなるため、当該年度をもって終了することを検討。		
旧独立行政法人平和祈念事業特別基金から承継した兵士、戦後強制抑留者及び引揚者の方々の労苦に関する貴重な所蔵資料を後の世代に確実に引き継いでいくこと及びこれに併せて所蔵資料を展示し、当該労苦について国民の理解を深める機会を提供すること	2	所蔵資料の総合的な目録の作成	所蔵資料の保管・展示	25年度	所蔵資料の総合的な目録の完成	28年度	所蔵資料の総合的な目録の作成に向けた方針の策定	-	所蔵資料の総合的な目録の完成	所蔵資料の総合的な目録の作成は、関係者の労苦に関する貴重な所蔵資料を後の世代に確実に引き継いでいくことにつながることから、指標として設定。		
	3	平和祈念展示資料館の来館者数	51,308名	25年度	50,000名	28年度	40,000名	50,000名	50,000名	平和祈念展示資料館への来館は、兵士、戦後強制抑留者及び引揚者の方々の労苦について理解を深める機会を提供することにつながることから、指標として設定。 ※平成26年度については、常設展示のレイアウト変更に伴う閉館(約2か月)を踏まえ、目標値から2割を減じた40,000人を設定。		

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) (※2)			関連する 指標	達成手段の概要等	平成26年行政事業 レビュー事業番号	
		24年度	25年度	26年度				
(1)	引揚者特別交付金支給事務費 (昭和42年度)			6百万円	-		0140	
(2)	旧日本赤十字社救護看護婦等処遇経費 (昭和54年度)			159百万円	-		0141	
(3)	不発弾等処理交付金 (昭和48年度)			114百万円	-		0142	
(4)	一般戦災死没者の慰霊事業経費 (昭和52年度)			23百万円	1		0143	
(5)	基金事業推進経費 (昭和63年度)			-	-		0144	
(6)	一般戦災総合データベース整備経費 (平成15年度)			7百万円	-		0145	
(7)	平和記念事業経費 (平成22年度)			370百万円	2		0146	
政策の予算額・執行額					政策に関する内閣 の重要政策(施政方針 演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
						-	-	-

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

平成26年度主要な政策に係る政策評価の事前分析表

(総務省26-⑩)

政策 ^(※1) 名	政策18: 恩給行政の推進					担当部局課室名	人事・恩給局恩給企画課、恩給審査課、恩給業務課		作成責任者名	人事・恩給局恩給企画課長 吉牟田剛	
政策の概要	恩給請求の適切・迅速な処理、恩給相談対応の充実等を通じ、高齢化した受給者等に対するサービスの向上を図る。							分野【政策体系上の位置付け】	国民生活と安心・安全		
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	高齢化が進んでいる恩給受給者、請求者に対して、より一層の行政サービスの向上を図る。							政策評価実施予定時期	平成27年8月		
施策目標	測定指標	基準(値)		目標(値)		年度ごとの目標(値)		測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠			
		基準年度	21~25年度	目標年度	26年度	年度ごとの実績(値)					
						26年度					
恩給請求について、未処理案件比率の低下に努めることを通じ、受給者等に対するサービスの向上を図ること	1	年度末における請求未処理案件比率(年度末における残案件数/月間平均処理件数)	0.41か月分 (平成21~25年度の平均値)	21~25年度	0.45か月分以下	26年度	0.45か月分以下		請求未処理案件比率の低下に努めることにより、迅速な請求処理を担保できると考えられるため、サービス向上を図るための指標として設定(過去5年間の実績の平均値を基準として業務実態等を踏まえて目標値を設定)。		
相談対応の充実による恩給相談電話混雑率の低下、相談者の満足度の向上に努めることを通じ、受給者等に対するサービスの向上を図ること	2	恩給相談電話混雑率	16.0% (平成21~25年度の平均値)	21~25年度	18%以下	26年度	18%以下		相談対応を充実し、恩給相談電話の混雑率の緩和に努めることにより、相談者の待ち時間を減らすことができると考えられるため、サービス向上を図るための指標として設定(過去5年間の実績の平均値を基準として業務実態等を踏まえて目標値を設定)。		
	3	恩給相談者(来訪者)の満足度・納得度	98.4% (平成21~25年度の平均値)	21~25年度	97%以上	26年度	97%以上		恩給相談のために来庁した方の満足度・納得度は、的確な相談対応に努めることで向上させることができると考えられるため、サービス向上を図るための指標として設定(過去5年間の実績の平均値を基準として業務実態等を踏まえて目標値を設定)。 【計測方法】全来訪者を対象とした記入式アンケート		
達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) ^(※2)				関連する 指標	達成手段の概要等				平成26年行政事業 レビュー事業番号
		24年度	25年度	26年度							
(1)	恩給支給事業 (明治8年度)			421,691百万円		1~3					0147
政策の予算額・執行額						政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)		
							-	-	-		

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

平成26年度主要な政策に係る政策評価の事前分析表

(総務省26-19)

政策 ^(※1) 名	政策19:公的統計の体系的な整備・提供				担当部局課室名	統計局総務課 政策統括官(統計基準担当)付統計企画管理官室	作成責任者名	統計局総務課長 佐伯 修司 政策統括官(統計基準担当)付統計企画管理官 横山 均		
政策の概要	・平成26年3月に閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」(以下「第Ⅱ期基本計画」という。)に掲げられた施策を着実に推進・実現することにより、ICT化の進展も勘案しつつ公的統計を体系的かつ効率的に整備し、統計の有用性の向上を図る。 ・統計制度の企画・立案、基準の設定、統計調査の審査・調整及び社会経済情勢を把握するための基本的かつ重要な統計の作成・提供を行う。 ・統計ユーザーの利便向上に対応する統計情報の的確な提供を実施する。								分野【政策体系上の位置付け】	国民生活と安心・安全
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	国民・企業等の様々な意思決定のための「社会の情報基盤」として、必要不可欠な公的統計を体系的かつ効率的に整備した上で、統計需要や調査環境の変化に対応した統計調査を着実に実施し、統計情報を的確に提供することで、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与する。						政策評価実施予定時期	平成28年8月		
施策目標	測定指標		基準(値)		目標(値)		年度ごとの目標(値)		測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
第Ⅱ期基本計画に掲げられた諸施策の実現に取り組み、国民経済の健全な発展や国民生活の向上に寄与すること	1	第Ⅱ期基本計画に基づく諸施策の推進状況	公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図るため、国民の意見も反映しつつ第Ⅱ期基本計画に盛り込む諸施策を検討	25年度	第Ⅱ期基本計画に掲げられた諸施策の実現に向け、府省横断的な検討・推進体制を構築するとともに、各府省の個別取組状況のフォローアップを実施することにより政府一体的な取組を推進	27年度	第Ⅱ期基本計画に掲げられた諸施策の実現に向け、府省横断的な検討・推進体制を構築するとともに、各府省の個別取組状況のフォローアップを実施することにより政府一体的な取組を推進	第Ⅱ期基本計画に掲げられた諸施策の実現を図ることは、国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報と位置付けられている公的統計の有用性の向上に資することから、指標として設定。		
	2	第Ⅱ期基本計画の別表に掲げられた具体的な取組の着手率	96%	22年度	96%以上	27年度	88%以上	96%以上	第Ⅱ期基本計画は、正確な統計を効率的に作成するとともに、国民にとって有用性の高い統計を提供する等の諸施策を推進するものであり、計画全体の推進が重要な課題であることから、指標として設定(平成27年度は第Ⅱ期基本計画の計画期間の2年目に当たることから、第Ⅰ期「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成21年3月13日閣議決定)の計画期間の2年目に当たる平成22年度を基準として目標値を設定)。	
	3	当該年度に任用された統計調査員に占める登録調査員の割合	75%	23年度	75%以上	27年度	75%以上	75%以上		
	4	国内機関との協力及び調整を踏まえた上で、国際比較に必要なデータの提供、国際会議での対応等を適切に行うとともに、国際的な議論の動向等を国内の公的統計整備に適時適切に反映させるための取組を一層推進する。	国際機関等へのデータ提供、国際会議での対応等のほか、「国際統計に関する関係府省等連絡会議」等を通じての統計分野における国際的な議論の動向に関する情報共有を実施	25年度	国際協力を一層推進するほか、国内関係者への情報提供の充実を図る等、国際動向を国内に適切に反映させるための取組強化にも努める。	27年度	国際協力を一層推進するほか、国内関係者への情報提供の充実を図る等、国際動向を国内に適切に反映させるための取組強化にも努める。	我が国の公的統計の質及び国際比較性を高めるためには、国際会議等への積極的な参加を行う等の国際協力が重要であることはもちろんであるが、国際的な議論の動向を把握し、国内の統計行政により適時適切に反映させる措置を講じることも必要である。これまで統計の国際協力の総合的な推進に資するため「国際統計に関する関係府省等連絡会議」を開催し、情報共有を図ってきたところであるが、同会議の活用方法を含め、情報共有の一層の推進が必要であることから指標として設定。		

	5	基幹統計調査について、統計委員会等からの答申において「今後の課題」を付されているものうち、当該年度に調査計画の変更申請が行われたものにおいて「今後の課題」に対する措置を講じている割合	87.5%	25年度	90%以上	27年度	90%以上	90%以上	統計委員会等からの答申において示された「今後の課題」に着実に対応することは、統計調査を改善し、必要とされる統計が円滑かつ効率的に作成されることにつながるため、指標として設定（平成25年度実績を基準として、目標値を設定（同程度））。
社会経済情勢を把握するための基本的かつ重要な統計を確実に作成し、国民に提供すること	6	統計局所管統計について、経済・社会の環境変化に対応した調査を確実に実施し、各年度中に公表が予定されている統計データを遅滞なく公表する	99.7%	25年度	100%	27年度	100%	100%	統計作成の最後の工程が公表であり、これが予定どおりに行われていることが、統計の確実な実施につながるため指標として設定（平成25年度実績を基準として、目標値を設定（同程度））。
	7	共管府省と協力・作成している産業連関表について、平成23年（2011年）産業連関表の速報及び確報を遅滞なく公表する		25年度	速報を平成26年12月目途、確報を平成27年6月目途でそれぞれ公表する	27年度	速報の公表（平成26年12月目途）	確報の公表（平成27年6月目途）	基幹統計の一つである産業連関表は、10府省庁で共管し、総務省が作成業務の総括等を担っている加工統計であり、国民経済計算の作成や経済波及効果の分析に不可欠とされる重要な統計であるため、予定しているスケジュールどおりの公表を、指標として設定。
平成27年国勢調査の実施におけるオンライン調査の推進	8	平成27年国勢調査のオンライン調査における回答数		22年度	平成22年国勢調査において試行的に実施したオンライン調査（東京都のみ実施）の世帯総数に対する回答数約53万世帯	27年度	—	全国規模でオンライン回答を可能とする、また、そのオンライン回答数を約1000万世帯以上とする。	平成27年国勢調査は、全国約5100万世帯を対象とする大規模周期調査で、今回全国規模でオンライン回答を可能とする初めての試みであり、平成24年と平成25年に実施した試験調査の結果、平成24年が25%、平成25年が23%と、どちらも20%を超えていることから、目標値を約1000万世帯以上に設定。
統計情報を的確に提供することにより統計利用者の利便性の向上を図ること	9	統計局所管統計について主要5紙（朝日、読売、毎日、日経、産経）に掲載された記事数	864件	25年度	年間870件以上	27年度	年間870件以上	年間870件以上	統計調査の実施の広報や結果の公表に当たり、報道機関に分かりやすく正確にその内容が掲載されることにより、調査に関する国民の理解を深めることが期待できることから指標として設定（平成25年度実績を基準として、目標値を設定（同程度））。
	10	統計局所管統計結果について各府省の年次報告書（白書）に掲載された件数	669件	25年度	年間670件以上	27年度	年間670件以上	年間670件以上	統計利用者の利便性の向上を図ることにより、各府省における統計調査結果のより適切な利活用の促進（即ち年次報告書掲載件数の増加）が見込まれることから指標として設定（平成25年度実績を基準として、目標値を設定（同程度））。

統計情報を的確に提供することにより統計利用者の利便性の向上を図ること(同上)	11	「政府統計の総合窓口(e-Stat)」の統計表等統計データの利用件数	2,292万件	25年度	年間3,000万件以上	27年度	年間2,500万件以上	年間3,000万件以上	統計利用者の利便性の向上やコンテンツの充実を図ることにより、統計情報の利用の促進が見込まれ、さらに25年度から、機械的に統計データを取得できるAPI機能の試行提供を開始し、飛躍的に統計情報の利用の促進が見込まれることから指標として設定(平成25年度実績を基準として、目標を設定(25年度実績以上))。なお、平成26年度からAPI機能及び統計GIS機能の本格運用を実施するため、目標値は変動する可能性がある。
	12	統計局ホームページの総利用件数	3,997万件	25年度	年間4,500万件以上	27年度	年間4,000万件以上	年間4,500万件以上	統計利用者の利便性の向上やコンテンツの充実を図ることにより、統計情報の利用の促進が見込まれることから指標として設定(平成25年度実績を基準として、目標を設定(25年度実績以上))。なお、平成26年度から統計局ホームページの見直しを行う予定であるため、目標値は変動する可能性がある。
	13	総合統計書の刊行冊数及び予定のとおり刊行がなされているか	<ul style="list-style-type: none"> 年刊：8冊 ・日本統計年鑑(11月) ・日本の統計(3月) ・世界の統計(3月) ・Statistical Handbook of Japan(9月) ・PSI(ポケット統計情報)年報(10月) ・社会生活統計指標—都道府県の指標—(2月) ・統計でみる都道府県のすがた(2月) ・統計でみる市区町村のすがた(6月) 	25年度	<ul style="list-style-type: none"> 年刊：8冊 ・日本統計年鑑(11月) ・日本の統計(3月) ・世界の統計(3月) ・Statistical Handbook of Japan(9月) ・PSI(ポケット統計情報)年報(10月) ・社会生活統計指標—都道府県の指標—(2月) ・統計でみる都道府県のすがた(2月) ・統計でみる市区町村のすがた(6月) 	27年度	<ul style="list-style-type: none"> 年刊：8冊 ・日本統計年鑑(11月) ・日本の統計(3月) ・世界の統計(3月) ・Statistical Handbook of Japan(9月) ・PSI(ポケット統計情報)年報(10月) ・社会生活統計指標—都道府県の指標—(2月) ・統計でみる都道府県のすがた(2月) ・統計でみる市区町村のすがた(6月) 	<ul style="list-style-type: none"> 年刊：8冊 ・日本統計年鑑(11月) ・日本の統計(3月) ・世界の統計(3月) ・Statistical Handbook of Japan(9月) ・PSI(ポケット統計情報)年報(10月) ・社会生活統計指標—都道府県の指標—(2月) ・統計でみる都道府県のすがた(2月) ・統計でみる市区町村のすがた(6月) 	総合統計書を毎年定期的な期日に確実に刊行することが、総合統計書の利用者の便に寄与するため指標として設定。

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額)(※2)			関連する 指標	達成手段の概要等	平成26年行政事業 レビュー事業番号	
		24年度	25年度	26年度				
(1)	統計調査の実施等事業(経常調査等) (昭和21年度)			5,381百万円	6、9、10、 12、13		0148	
(2)	統計調査の実施等事業(周期調査) (大正9年)			9,313百万円	8~10		0149	
(3)	統計体系整備事業 (昭和22年度)			10,247百万円	1~5、7		0150	
(4)	国連アジア太平洋統計研修所運営事業 (昭和45年度)			273百万円	1~5		0151	
(5)	統計調査等業務の最適化事業 (平成18年度)			826百万円	11、12		0152	
政策の予算額・執行額					政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称 公的統計の整備に関する基本的な計画(閣議決定)	年月日 平成26年3月25日	関係部分(抜粋) ※全般的に関係

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

平成26年度主要な政策に係る政策評価の事前分析表

(総務省26-②)

政策 ^(※1) 名	政策20: 消防防災体制の充実強化			担当部局課室名	消防庁総務課 他14課室	作成責任者名	消防庁総務課長 横田 真二
政策の概要	我が国においては全国どこでも大規模地震が発生する可能性があるとともに、実際に地震や風水害等の自然災害が頻発している。また、国際情勢・社会経済情勢の変化等により、テロや危険物事故等の大規模事故の危険性が高まっている。こうした中、国民の生命、身体及び財産を災害から守るため、消防防災・危機管理体制の強化を図るとともに、消防防災・危機管理に対する国民の認識と理解を向上させるための総合的な政策を実施する。			分野【政策体系上の位置付け】	国民生活と安心・安全		
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	社会経済情勢の変化とこれに伴う地域社会の変化による災害の態様の複雑多様化など、消防防災行政を取り巻く状況は大きく変化しており、迅速な対応が求められている。このような状況の中、総合的な消防防災行政を積極的に推進し、国民の安心と安全を向上させる。			政策評価実施 予定時期	平成27年8月		
施策目標	測定指標		基準(値)		目標(値)		測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
			基準年度	目標年度			
Jアラート等による災害情報伝達手段の多重化・強化を図ることにより、住民への情報を迅速かつ確実に伝達すること	1	全国瞬時警報システム(J-ALERT)自動起動機の整備率	93.2% (平成26年3月31日現在)	25年度	99%以上	26年度	国の交付金の活用や市町村の自発的な整備の促進により、全ての市町村において、全国瞬時警報システム(J-ALERT)の自動起動機等を整備することは、災害時の国民への情報伝達体制を強化することとなり、消防防災体制の充実強化につながることから、指標として設定(国民保護に関する基本指針)
	2	市町村防災行政無線(同報系)の整備率	78.3% (平成25年3月31日現在)	25年度	整備率の向上	26年度	市町村防災行政無線(同報系)の整備率の向上は、災害時の住民への情報伝達体制を強化することとなり、消防防災体制の充実強化につながることから、指標として設定。なお、市町村防災行政無線は、各自自治体が整備することから、具体的な数値目標を立てられないため、方向性のみ示したものの。
消防救急デジタル無線の整備により、緊急消防援助隊の活動の円滑化を図ること	3	消防救急無線のデジタル化整備済団体数	30.9% (平成26年3月31日現在)	25年度	60%	26年度	消防救急無線のデジタル化は、大規模災害等が発生した場合の緊急消防援助隊の活動の円滑化に資するため、指標として設定。なお、消防救急無線は電波法に基づく周波数割当計画(平成24年総務省告示第471号)により、平成28年5月末までにデジタル化することとされている。
消防団の充実強化・安全対策の推進等により、地域防災力の強化を図ること	4	消防団員数	消防団員数 868,872人 うち女性消防団員数 20,785人 うち学生消防団員数 2,417人 (平成25年4月1日現在)	25年度	消防団員数の増加 (対前年度増)	26年度	消防団は地域における消防防災の中核として、火災時における消火活動を始め多数の要員を必要とする地震等大規模災害時の対応など、幅広い分野で重要な役割を果たしており、消防団員数の増加が地域における総合的な防災力の強化につながることから、指標として設定。特に、被雇用者団員の比率が高くなる中、地域の安全確保という消防団の役割を果たしていくためには、地域に密着して生活しており、地域コミュニティとの結び付きが強い女性消防団員の確保が重要であることから、指標として設定。また、団員の平均年齢が上昇しているところ、若年層を中心とした消防団への参加促進が重要となっており、学生消防団員数の増加が地域における防災力の強化につながることから、指標として設定。
	5	自主防災組織の組織活動力パー率	77.9% (平成25年4月1日現在)	25年度	自主防災組織の組織活動力パー率の増加 (対前年度増)	26年度	自主防災組織の充実強化など、災害被害軽減のための地域レベルの取組を推進することにより、大規模災害発生に備えた地域防災力の向上につながることから、指標として設定。
	6	消防団協力事業所表示制度導入市町村数	978市町村 (平成25年4月1日現在)	25年度	1,000市町村	26年度	消防団員の活動環境整備のため、本制度導入市町村数を毎年度増加させていくことが、地域における総合的な防災力の強化につながり、将来的に、全ての市町村で消防団協力事業所表示制度を導入することを目指していることから、指標として設定。
	7	防災拠点となる公共施設等の耐震率	82.6% (平成25年3月31日現在)	25年度	85%	26年度	公共施設は、多数の利用者が見込まれるほか、地震災害の発生時には災害応急対策の実施拠点や避難所になるなど、防災拠点としても重要な役割を果たすものであり、防災拠点となる公共施設等の耐震率の増加が、地域における総合的な防災力の強化につながることから、指標として設定。

消防防災施設の整備促進により、住民生活の安心・安全を確保すること	8	耐震性貯水槽の整備	96,457基 (平成25年3月31日現在)	25年度	耐震性貯水槽の整備数の増加	26年度	大規模災害や特殊災害から、住民生活の安心・安全を確保するため、消防防災施設の整備を促進することが重要であることから、指標として設定。
緊急消防援助隊の充実及び即応体制の強化により、大規模災害時における被災地への確実かつ迅速な部隊投入を行うこと	9	緊急消防援助隊の登録隊数	4,594隊 (平成25年4月1日現在)	25年度	4,694隊 (平成26年4月1日現在)	26年度	大規模災害等が発生した場合に全国規模での消防応援を行う緊急消防援助隊の充実強化が必要であることから、指標として設定。目標値については、首都直下地震等への態勢を見据え、平成26年3月に消防組織法に基づく計画に示しており、今後、政府において示される南海トラフ地震の被害想定などを受けて、消防庁としても基本計画の必要な見直しを検討。
	10	補助金及び無償使用による緊急消防援助隊の車両等の整備	1,283件	25年度	1,600件	26年度	大規模災害や特殊災害に備え、被災地に確実かつ迅速に部隊を投入できるよう、緊急消防援助隊の充実及び即応体制の強化を図るため、必要な車両や資機材等の整備を図る必要があることから、指標として設定。
消防防災分野の研究開発の推進により、消防防災体制の充実強化を図ること	11	消防防災分野の研究開発	・研究成果による知見等を踏まえた技術基準等の改正や施策等への反映件数(法令改正等の件数) 12件 ・消防庁長官調査及び消防機関の原因調査への技術支援の実施件数 103件 ・他の研究機関への技術協力件数 25件	25年度	・研究成果による知見等を踏まえた技術基準等の改正や施策等への反映 ・消防庁長官調査及び消防機関の原因調査への技術支援の実施 ・他の研究機関への技術協力の実施	26年度	災害の予防、被害の軽減、原因の究明等の消防防災分野の科学技術に関する研究開発を行い、その成果を技術基準等の改正や政策等へ反映するとともに、消防防災の現場等に活用されるよう成果の普及を行うことが重要であることから、指標として設定。
消防庁危機管理機能の充実・確保により、消防庁の危機管理能力及び地方公共団体と連携した災害対応能力の向上を図ること	12	消防庁危機管理機能の充実・確保	消防庁及び消防庁と地方公共団体とが連携して実施した訓練の実施回数 36件	25年度	消防庁及び消防庁と地方公共団体とが連携して実施した訓練の実施	26年度	代替拠点を含む消防庁の危機管理能力の向上を図るとともに、消防庁と地方公共団体の消防機関が連携した災害対応能力の向上を図る必要があることから、指標として設定。
消防庁所管情報システムの最適化により、運用・保守経費の効率化や、必要なシステムの機能強化・高度化を図るとともに、大規模災害時にも継続的に災害応急活動が可能となるよう耐災害性の強化を図ること	13	消防庁所管情報システムの最適化	○運用・保守経費の削減 ・運用・保守経費経費の削減額 51,416千円(整理中) ・平成19年度の運用・保守経費に対する削減 32%(整理中)	25年度	○運用・保守経費の削減 ・削減額の増加 ・削減率の向上 ○更新に際し必要に応じたシステムの機能強化・高度化の実施	26年度	消防防災業務を支援する業務・システムについて、それぞれのシステムの更新に際し、一元化等を通じ、運用・保守経費の低減・効率化を行うとともに、一元化に併せて必要なシステムに限定して機能強化・高度化を図る。また、大規模災害時にも継続的に災害応急活動が可能となるよう耐災害性の強化を図ることが重要であることから、指標として設定。
消防・救急救命体制等の充実強化により、消防防災・危機管理体制の強化を図ること	14	消防の広域化の推進状況	全国の消防本部数 767本部 小規模消防本部数 462本部 (平成25年3月31日現在)	25年度	全国の消防本部数の減少(対前年度減) 小規模消防本部数の減少(対前年度減)	26年度	小規模消防本部(管轄人口が10万人未満の消防本部)においては、出動体制、消防車両・専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面で厳しい状況にあること等が指摘されているため、消防の広域化により、行財政上の様々なスケールメリットを実現し、消防体制の充実強化を図ることは消防防災体制の充実強化につながるから、指標として設定。
	15	受入医療機関の選定困難事案の割合	(受入照会回数4回以上) 重症以上傷病者搬送事案 3.8% 産科・周産期傷病者搬送事案 3.6% 小児傷病者搬送事案 3.0% 救命救急センター等搬送事案 3.9% (現場滞在時間30分以上) 重症以上傷病者搬送事案 5.2% 産科・周産期傷病者搬送事案 6.9% 小児傷病者搬送事案割合 2.9% 救命救急センター等搬送事案 5.4% (平成24年中)	25年度	救急患者受入医療機関の選定困難事案の割合の低下	26年度	改正消防法による実施基準に基づく救急業務の実施等、救急救命体制の充実により、受入医療機関の選定困難事案の割合の低下につながると考えられることから、指標として設定。
	16	心肺機能停止傷病者への応急手当実施率(救急現場において住民により実施されたもの)	44.3%(平成24年中)	25年度	応急手当実施率の向上	26年度	応急手当の普及啓発を図り、心肺機能停止傷病者への救急現場近くの住民による応急手当の実施により、救命率の向上が期待できることから指標として設定。
	17	救命率の推移	心原性かつ一般市民によって心肺機能停止の時点が目撃された症例の1ヶ月後生存率 11.5%	25年度	救急搬送における救命率の向上	26年度	救急救命体制の充実が、救命率の向上につながるから、指標として設定。
	18	国際緊急援助隊の一員である国際消防救助隊登録隊員に対する教育訓練実施回数・参加人員	実践戦的訓練等 4回実施 参加人数 220名(登録隊員599名)	25年度	IRT連携訓練 2回 指導員講習会 1回 IRTセミナー 1回 参加人数●人	26年度	国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づく国際緊急援助隊(JDR)の一員である国際消防救助隊(IRT-JF)の訓練・研修等を推進し、能力強化を図ることは、迅速・効果的に国際救助要請に対応できる体制の整備につながるから、指標として設定。 3か年を1サイクルとして、1サイクル(平成26年度～平成28年度)で全ての国際消防救助登録隊員(599人)を訓練・研修等に参加させることを目標として設定。

火災予防・危険物事故防止対策等の推進により、火災等の災害から生命や財産を保護すること	19	住宅火災による死者数 (放火自殺者等を除く。)	1,016人 (平成24年中)	25年度	平成27年までに平成17年(1,220人)から半減	28年度	我が国の住宅防火対策は、平成19年に策定された「住宅防火対策のさらなる推進に関する具体的実践方策」に基づき継続的に進めているところであり、住宅防火対策の一層の推進により、住宅火災による死者数の減少が見込まれることから、指標として設定。
	20	住宅用火災警報器の設置率	79.8% (平成25年6月1日現在)	25年度	推計設置率の向上 (対前年度比)	26年度	住宅用火災警報器の設置対策をはじめとした住宅防火安全度向上の推進が、国民の身近な生活における安心・安全の確保につながることから、指標として設定。
	21	防火対象物定期点検の実施率の向上	62.2% (平成25年4月1日現在)	25年度	65%	26年度	昨今のホテル・旅館における火災等を踏まえ、防火対象物となる建物の定期点検を実施することが、防火対象物の安全性の向上につながり、国民の身近な生活における安心・安全の確保につながることから、指標として設定。
	22	特定違反対象物数の改善	217件 (平成25年4月1日現在)	25年度	特定違反対象物数の減少 (対前年度減)	26年度	昨今のホテル・旅館における火災等を踏まえ、法令違反対象物の是正指導体制の強化を図ることが、国民の身近な生活における安心・安全の確保につながることから、指標として設定。
	23	危険物施設における事故件数(震度6以上の地震により発生した件数を除く。)	556件 (基準年度から起算した過去5年間の平均事故件数)	25年度	目標年度から起算した過去5年間の平均事故件数の低減	26年度	危険物施設における事故防止対策の推進により、危険物施設における事故件数の減少が見込まれ、国民の身近な生活における安心・安全の確保につながることから、指標として設定。
	24	石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所の事故件数(震度6以上の地震により発生した件数を除く。)	219件 (基準年度から起算した過去5年間の平均事故件数(地震事故を除く。))	25年度	目標年度から起算した過去5年間の平均事故件数(地震事故を除く。)の低減	26年度	石油コンビナート等特別防災区域における事故防止対策の推進は、その防災区域のみならず、周辺の事業所や周辺の住民の安心・安全の確保につながり、対策の結果として特別防災区域における事故件数の減少が見込まれ、国民の身近な生活における安心・安全の確保につながることから、指標として設定。
消防防災施設等の災害復旧により、消防防災体制の充実強化を図ること	25	消防防災施設等の災害復旧	補助金による消防庁舎の復旧数 20件(整理中)	25年度	補助金による消防庁舎の復旧数の増加	26年度	東日本大震災による被災地方公共団体の消防防災施設及び消防防災設備の復旧を緊急に実施する必要があることから、指標として設定。

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) ※2			関連する 指標	達成手段の概要等	平成26年行政事業 レビュー事業番号	
		24年度	25年度	26年度				
(1)	緊急消防援助隊機能強化(平成〇年度)			6,220百万円	3.9,10		0153	
(2)	常備消防力の強化等地方公共団体における消防防災体制の充実強化(平成〇年度)			1,891百万円	8,14~18		0154	
(3)	消防団等地域防災力の充実強化(平成〇年度)			625百万円	4~7		0155	
(4)	Jアラートによる緊急情報の伝達体制の強化(平成〇年度)			393百万円	1.2		0156	
(5)	消防庁危機管理機能の充実・確保(平成20年度)			730百万円	12,13		0157	
(6)	火災予防対策の推進(平成20年度)			104百万円	19~22		0158	
(7)	危険物事故防止対策の推進(平成〇年度)			114百万円	23		0159	
(8)	コンビナート災害対策等の推進(平成〇年度)			36百万円	24		0160	
(9)	消防防災分野の研究開発(平成23年度)			352百万円	11		0161	
政策の予算額・執行額					政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
						第百八十六回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説	平成26年1月24日	九 安心を取り戻す 災害から人命を守り、社会の機能を維持するため、危機管理を徹底するとともに、大規模建築物の耐震改修や治水対策、避難計画の作成や防災教育など、ハードとソフトの両面から、事前防災・減災、老朽化対策に取り組み、優先順位を付けながら国土強靱化を進めます。
						第百八十六回国会(常会)総務委員会における総務大臣所信表明	平成26年2月18日	II 命をまもる 消防行政については、大規模な地震や風水害等に備え、消防防災体制の拡充・強化が喫緊の課題となっております。 このため、緊急消防援助隊を拡充することし、コンビナート災害等に即応するドラゴンハイパー・コマンドユニットの新設などの大幅な増隊に取り組んでまいります。 また、昨年成立した「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」に基づき、消防団の加入促進、処遇改善、装備・訓練の充実などを推進してまいります。 さらに、昨年、高齢者福祉施設及び有床診療所等で生じた火災において多数の犠牲者を出したことを踏まえ、再発防止と防火対策の徹底に積極的に取り組んでまいります。

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。